

気になるこども
心配な家庭に気づいたら

児童虐待 対応マニュアル

—早期発見、早期対応につなげるために—



© 大田区



子ども虐待防止オレンジリボン運動

令和8年8月
大田区

はじめに

児童虐待は、こどもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼす深刻な権利侵害です。児童虐待防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

こども基本法では、すべてのこどもを権利の主体として尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本理念としています。

地方公共団体には、この理念を踏まえ、こどもの権利を保障する取組を総合的に推進する役割が求められています。

区では、令和6年3月に策定した「大田区基本構想」の理念のもと、「大田区こども未来計画」に基づき、すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育つことのできる地域づくりを進めています。

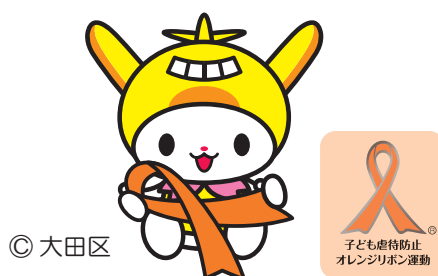
計画の基本目標1「こどもの権利を守ります」を実現するため、要保護児童対策地域協議会調整機関の役割を担う「おおたこども家庭センター」と「東京都大田児童相談所」を一体的に配置した拠点施設、「大田区こども未来総合センター」を令和8年8月に開設しました。

こどもの命と安全を守り、健やかな育ちを保障するためには、虐待の未然防止から早期発見・早期対応、継続的な支援まで、関係機関が共通認識のもと連携して対応していくことが不可欠です。

本マニュアルは、日頃から最前線でこどもと家庭の支援にあたる関係機関の皆様が、こどもや家庭のSOSのサインに気づいた際に、迅速に適切な支援につなげていただくためのポイントを整理したものです。

対応にあたっては、関係するすべての機関が相互に相談・連携しながら支援を進めていくことが重要です。

本マニュアルの活用を通じて、こどもたちの地域での健やかな育ちを支えるネットワークづくりが強化され、こどもの最善の利益を守る地域づくりを進めてまいります。



© 大田区

令和8年8月
大田区

目 次

児童虐待対応マニュアルとは 一活用ガイドー	1
-----------------------	---

第 1 章 こどもの権利

1 こどもの権利とは	3
------------	---

第 2 章 児童虐待の理解

1 児童虐待の4類型	6
2 虐待の要因	7
3 虐待がこどもに及ぼす影響	8
4 虐待対応の基本原則	10
5 虐待の重症度等と対応内容及び区と児童相談所の役割	11

第 3 章 発見から通告まで

1 こども・家庭のSOSのサインに気づいたら	13
2 早期発見・早期対応のためのポイント	15
3 通告の流れ	19
4 通告の手順と大切なお願い	20
関係機関ごとの流れ	
幼稚園・保育園	21
学 校	23
児童館など	25
民生委員・児童委員	27
区役所窓口	29
生活福祉課	31
地域福祉課	33
地域健康課・こども家庭センター	35
診療所	37
病院 (CAPS なし) ソーシャルワーカー	39
病院 (CAPS あり)	41
歯科診療所	42

第 4 章 要保護児童対策地域協議会とこども支援のネットワーク

要保護児童対策地域協議会とこども支援のネットワーク	44
---------------------------	----

第 5 章 資料編

1 参考資料	
こどもの成長段階別虐待のリスクと「気づき」のポイント	48
関係法令	51
要保護児童対策地域協議会設置要綱	55
2 5つのこども家庭センターの所管区域	57
3 こどもと子育て・家庭の相談窓口一覧	59

児童虐待対応マニュアルとは 一活用ガイドー



心配なこどもに気づいたら、

まずは「おおた児童虐待対応ダイヤル#9924」へ連絡（通告）してください。

虐待対応においては、早期発見・早期対応が重要であるため、関係機関の職員一人ひとりの気づきを、確実に連絡（通告）する必要があります。

本マニュアルは、

○虐待が疑われるこどもを発見したときに組織としてどのように対応すべきか

○通告する際に必要な情報はどのようなものか

等のポイントをまとめた、実務面で活用できるマニュアルとなっています。

通告（連絡）をすることは、児童虐待防止法に基づき、守秘義務違反や個人情報保護法違反にはあたりません。

💡 連絡（通告）の前に、特に確認いただきたい主なポイントは次のとおりです。

💡 こども・家庭のSOSのサインに気づいたら・・・ P13

《必ずご確認ください》

連絡（通告）の重要性や根拠、発見のためのポイント、リスクの高いこどもの様子を簡潔にまとめています。

💡 早期発見・早期対応のためのポイント・・・ P15

身体的虐待によっておきやすい傷や痣の部位、写真や記録の取り方等を解説しています。また、性的虐待が疑われる場合は、専門的な対応が必要となるため、関係機関の皆様へのお願いをまとめています。

💡 通告の手順と大切なお願い・・・ P20

《必ずご確認ください》

連絡（通告）にあたって、必ず留意いただきたいポイントをまとめています。

💡 関係機関ごとの流れ・・・ P21から

各機関ごとに、発見から通告までの流れ、相談先などをフローチャートモデルでまとめています。

通告の際に、こどもや家庭の情報を整理するためのチェック欄も設けています。

💡 虐待に気づくためのチェックリスト（機関ごと）

こどもと関わる中で、気になった点、不自然な点、ちょっとした違和感がどのようなものだったのか、気づくための具体的な観察点をまとめています。

第1章

こどもの権利



© 大田区

1 こどもの権利とは

こどもは、一人ひとりが権利の主体です

児童福祉法第1条において、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と明記されています。

社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達の程度に応じてこどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されなければなりません。

権利は、何らかの義務や責任を果たすことが条件で認められるものではなく、すべてのこどもが生まれながらに持っているものです。

義務や責任は、保護者をはじめとした地域の大人たちが果たすものです。

「こどもの権利条約」 4つの原則

こどもの権利条約は全部で54条あります。そのうち、こどもの権利を考えるとときに特に大事な考え方を表す4つの条文があります。これらをまとめて「4つの原則」と言います。



差別のないこと(第2条 差別の禁止)

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



こどもにとって最もよいこと (第3条 こどもの最善の利益)

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



命を守られ成長できること (第6条 生命、生存及び発達に対する権利)

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



意見を表明し参加できること (第12条 こどもの意見の尊重)

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

こどもの「意味のある参加」とは

こどもの参加（こどもがこどもに関わる事柄について意見を表し、それがおとなに考慮されること）は、それ自体がこどもの権利であるとともに、条約に定められた他の権利が実現するための大切な手段でもあります。

こどもの参加の方法は、こどもの年齢や状況によって様々な形があります。

参加する「場」、意見を言える環境、意見を聴くおとなの存在があり、そして、参加が実際の意思決定に何らかの影響を与えることによって、「意味のある参加」となることが大切です。

おとなは、こどもが意見を表しやすいよう、わかりやすい情報を提供すること、また、意見を聴いた結果についてこどもに報告することも大切です。

重大な人権侵害としての「児童虐待」

虐待はこどもの
健やかな成長や
発達を阻害する
重大な
人権侵害
です

親権の行使にあたり子の人格の尊重、年齢・発達の程度への配慮が義務付けられ、**体罰その他心身に有害な影響を及ぼす言動を禁止**しています。

(民法第821条、児童虐待防止法第14条)

児童虐待は「こどもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える」ものです。(児童虐待の防止等に関する法律第1条)

「しつけ」と称する言動が、こどもの権利を侵害し、有害な影響を与えるものでないか、**保護者とともに考える視点**が重要です。

こどもの人格を尊重する子育て

ー ポジティブ・ディシプリンの考え方 ー

ポジティブ・ディシプリンとは、こどもの人格や尊厳を尊重しながら、社会の中で生きていくために必要な力を育む養育の考え方です。

体罰や威圧によって行動をコントロールするのではなく、こどもが理解し納得しながら行動できるよう支援することを大切にします。

こどもは発達の過程にあり、感情や行動をうまくコントロールできないことがあります。困った行動の背景には気持ちや理由があることを理解しようとする姿勢が重要です。

こどもへの関わりのポイント

- ✓ できていることに目を向けて認める
- ✓ してほしい行動を具体的に伝える
- ✓ 理由を説明しながら繰り返し教える
- ✓ こどもの気持ちを受け止める
- ✓ 安心できる関係をつくる

このような関わりは、こどもの安心感や自己肯定感を育て、望ましい行動につながりやすくなります。

保護者への声かけのヒント

保護者の中には、「どう関わればよいか分からない」「つい強く叱ってしまう」と悩んでいる方も少なくありません。

保護者を責めるのではなく、共に考える姿勢で伝えることが大切です。

支援の視点

こどもの権利が尊重される養育環境は、虐待の予防にもつながります。

日々の関わりの中でこうした養育の視点を伝えることは、保護者の安心や養育力の向上につながる場合があります。

また、保護者自身が困難やストレスを抱えていることも少なくありません。

必要に応じて支援につなぐ視点も重要です。

第2章

児童虐待の理解



© 大田区

1 児童虐待の4類型

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者）がその監護するこどもに対して行う行為で、具体的には以下の4つの類型が児童虐待防止法に規定されています。

身体的虐待

- 叩く、殴る、蹴る、突き飛ばす等の暴力行為をする
- やけどを負わせる
- 戸外に締め出す
- 閉じ込める、縛り付ける

など



心理的虐待

- 暴力的、差別的な言葉を使う
- 無視する、拒絶する
- こどもの目の前で配偶者等やきょうだいに暴力、暴言、無視などの行為をする
- きょうだい間で差別的な扱いをする

など



複合している場合もあります

ネグレクト

- 必要な衣食住の世話をしない
- 病気になっても受診させない
- 登園、登校をさせない
- こどもを家や車内に放置する
- 同居者の虐待を放置する

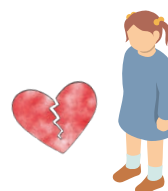
など



性的虐待

- 性交やわいせつな行為を行う、または見せる
- ポルノビデオや写真を見せる、被写体にする
- 入浴やトイレ、着替えを覗く

など



DVとこどもの虐待

DVとは domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者間等で起こる身体的、精神的、経済的、性的暴力及びそれに基づく支配関係のことをいいます。

これらのDVをこどもが目撃することや、こどもの目の前で夫婦喧嘩をすることはこどもへの心理的虐待にあたります。

また、こどもが目撃するか否かにかかわらず、DVが起きている家庭は、こどもにとって安全・安心が脅かされている可能性があるとして捉えて対応することが求められます。さらに、こども自身が直接暴力等の虐待を受けている可能性にも留意が必要です。

2 虐待の要因

児童虐待を引き起こす要因はさまざまです。虐待する保護者の要因だけでなく、こどもや家族の要因、社会的要因も含めて理解することが必要です。

以下の要因は、ただちに虐待に結びつくわけではなく、虐待に至る可能性のある要因として留意する必要があるものです。

(1) 保護者の要因

- ・ 保護者自身に被虐待体験がある。
- ・ 保護者自身の生育歴に、大人からの愛情不足がある。
- ・ 子育てに関する知識が不足している。
- ・ 養育態度や社会性が未熟である。
- ・ 障がい、精神疾患、依存症等により養育に困難を抱えている。

など

(2) こどもの要因

- ・ 発達の遅れや偏りがある。
- ・ よく泣く、寝ない、落ち着きが無いなどの「育てにくさ」がある。
- ・ 早期の親子の分離体験がある。
- ・ 低体重出生、障がい、慢性疾患がある。

など

(3) 家庭環境の要因

- ・ 配偶者の不在、または協力関係が不足している。
- ・ ドメスティック・バイオレンスがある。
- ・ 失業や低所得により経済的に困窮している。
- ・ きょうだいに (2) のような状況があり、保護者に余裕がない。

など

(4) 社会からの孤立

- ・ 相談・援助を求めることが苦手である。
- ・ 親族や近隣と疎遠である。

など



© 大田区

3 虐待がこどもに及ぼす影響

(1) 身体的影響

打撲、切り傷、やけどなどの外から見える傷、骨折、鼓膜穿孔、頭蓋内出血などの外から見えない傷、栄養障害や体重増加不良、低身長などが見られます。重篤な場合、死に至ったり重い障がいが残ることがあります。また、愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、年齢相応の発育、成長が阻害されることもあります。

(2) 知的発達への影響

安心できない環境で生活することにより、落ち着いて学習することが困難だったり、ネグレクトの状態に登校がままならない場合があります。その結果、もともとの能力に比べ知的発達が不十分なことがあります。

また、保護者がこどもの知的発達にとって必要な情緒的なやり取りを行わなかったり、逆に発達レベルにそぐわない過大な要求をすることによって、発達が阻害される場合があります。

(3) 心理的影響

ア 対人関係の障がい

こどもにとって安心を与える存在であるはずの保護者から虐待を受けると、こどもは欲求を適切に満たすことができなくなります。そのために愛着対象（保護者）との基本的な信頼関係が築けず、結果として他人を信頼し愛着関係を形成できなくなることで、対人関係において様々な問題が生じることがあります。

例えば、不安定で両極的な矛盾した態度をとったり、反対に無差別に薄い関係を持つ傾向などが見られます。

イ 低い自己肯定感

こどもは、虐待されるのは自分が悪いからだと考えたり、自分は愛情を受けるに値しない人間だと感じたりします。そのため自己の評価が低下し、自己肯定感が低くなってしまうことがあります。

ウ 行動コントロールの問題

保護者から虐待を受けたこどもは、暴力で問題を解決することを学習し、粗暴になることがあります。そのために攻撃的・衝動的な行動をとったり、欲求のままに行動する傾向を持つ場合があります。

エ 多動

保護者から虐待を受けたこどもは、刺激に過敏になり落ち着きの無い行動をとることがあります。注意欠如多動症(ADHD)に似た症状なので、見極めが必要になります。

オ 心的外傷後ストレス障害 (PTSD)

受けた心の傷(トラウマ)は、適切な治療を受けないまま放置されると、将来にわたって心的外傷後ストレス障害(PTSD)として残り、思春期等に問題行動として出現する場合があります。例えば、感情のコントロールがうまくいかず攻撃的、衝動的な行動が現れる、逆に回避的になったり情緒的反応性が悪くなったりする等です。さらに PTSD を抱えたまま親となった場合、上記のような特徴からこどもへの虐待につながることもあります。

カ 偽成熟性

大人の顔色を見ながら生活することで、大人の欲求を先取りした行動をとる、あるいは、不安定な保護者に変わり大人の役割分担を果たそうとすることがあります。一見よくできたこどもにも見える一方で、思春期等に問題が表面化することもあります。

キ 精神的症状

反復性のトラウマにより、防衛機制として病的な症状を示すことがあります。例えば、記憶障害や意識がもうろうとした状態、離人感等があり、さらに強い防衛機制として解離が現れたり、まれに解離性同一性障害に発展する場合があります。

虐待のタイプと強さ、虐待を受けた年齢、期間によって異なりますが、虐待はこどもの心身の成長に様々な悪影響を与えます。その回復のためには長期間の治療やケアが必要になります。これらは虐待によってのみ起こるものではありませんが、症状からさかのぼって虐待を発見する場合があります。

「なぜその行動をするのか」トラウマの視点で考える — 支援者の心も守る、トラウマインフォームドケア —

トラウマインフォームドケアとは、こどもや保護者の言動の背景にあるつらい体験の影響を理解し、安全・安心を大切に关わる支援の考え方です。

困った行動の背景にある理由を理解しようとする視点は、支援の第一歩となります。また支援者自身も、支援の中で、こどもや保護者の怒りや不安、つらい体験に触れ、心を傷つけられることがあります。

支援者同士で共有し、支え合うことも必要です。

4 虐待対応の基本原則

(1) こどもの最善の利益の優先

保護者との関係性を重視するあまり、こどもの被害についての認識が薄れたり、対応が遅れてはなりません。虐待は虐待者からの観点ではなく、こどもの視点から捉えます。

- ・ こどもの心身の成長に悪影響は無いのか。
- ・ こどもが苦痛を感じているのか。

危険度が高いと思われる場合、早急にこどもの安全確認を実施し、必要な場合には速やかに安全な環境を確保します。

(2) 保護者等との協働

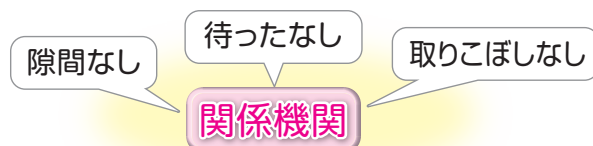
ア 保護者のありのままを受容する

時に保護者の意に反した対応もするとはいえ、気持ちを受容することは重要です。保護者の置かれている状況や背景を理解し、つらさに寄り添います。また、努力に対しては労います。

イ 支援者としての姿勢

「こうすべき」という指示的、指導的な態度は、「責められている」と受け止められて介入を拒まれる原因になります。親子関係の再構築をめざすためには、受容と共感の立場に立ち、一緒に考える関係をつくります。

(3) 関係機関の連携



ア 主担当機関の決定と役割分担

主担当機関がおたこども家庭センターなのか大田児童相談所なのかを決めます。また、地域の関係機関も含め、主たる援助者（キーパーソン）と連携する者の役割分担を明確にします。各機関の考え方の違いや温度差が生じないように、些細なことでも情報を共有し、方針を確認しあう姿勢が必要です。

イ 組織ぐるみの対応と進行管理

一人の援助者のみの関わりは、思い込みによる偏った支援や、行き詰まりの原因になります。上司に相談する、会議で決定するなど、組織で対応し、進行管理をします。

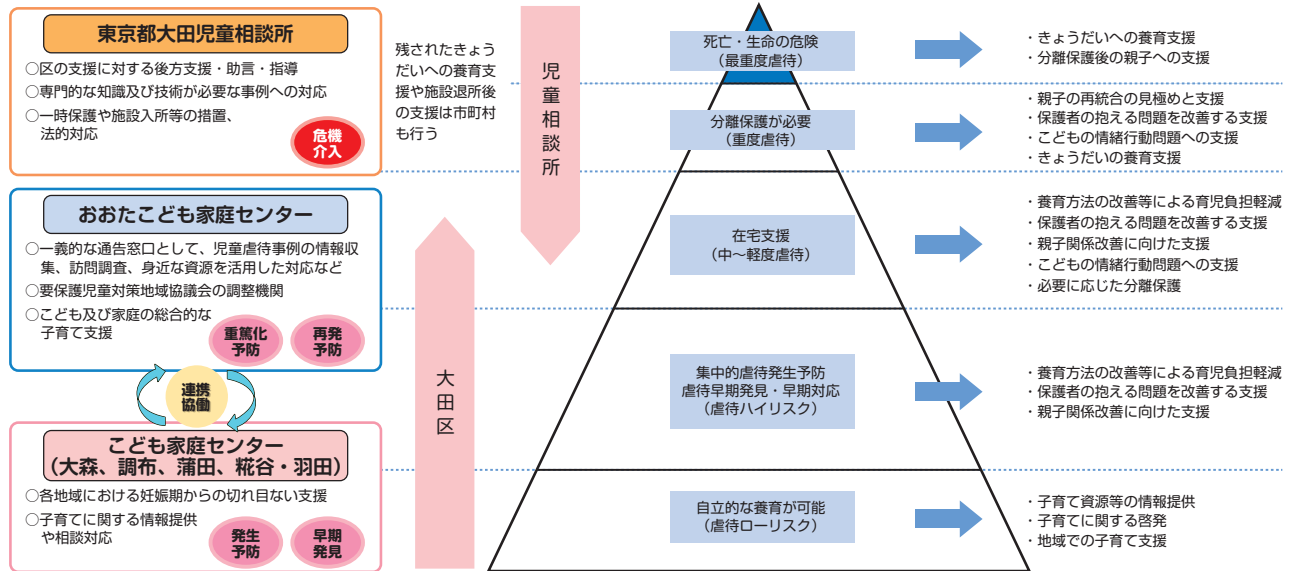
ウ 複数の機関での対応

虐待には、多種多様な家庭問題が含まれている場合が多く、複数の機関が関わることで全体像が理解できることがあります。また、各機関にはそれぞれ強みと限界があり、他の機関との協働が必要な場合があります。

おたこども家庭センターは、要保護児童対策地域協議会調整機関として、機関間の情報共有や協働等、多機関連携のパイプ役を担います。

5 虐待の重症度等と対応内容及び区と児童相談所の役割

虐待には、重症度・緊急度のレベルがあり、それに応じた適切な対応・支援が求められます。下の図では、虐待の重症度とそれに対応する支援、及び区と児童相談所の役割を示しています。

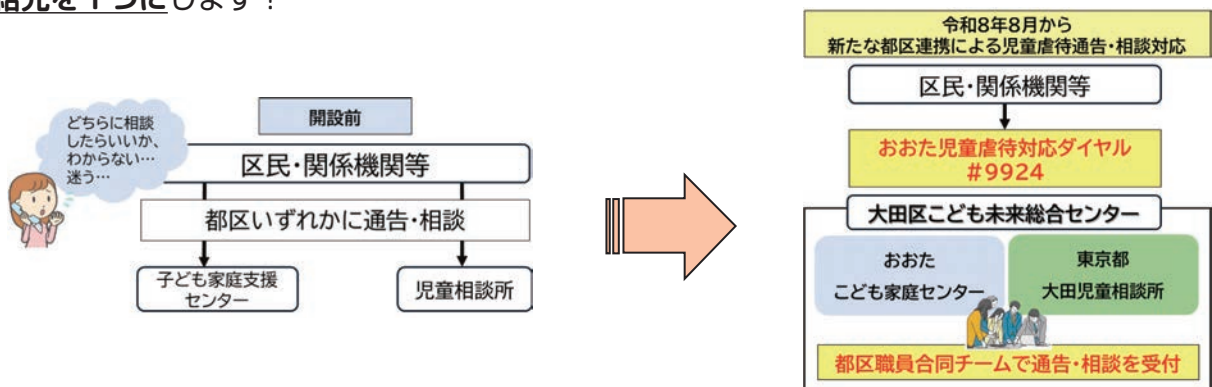


出典：こども虐待対応の手引き（令和7年12月改訂版）

【コラム】令和8年8月から「新たな都区連携」による大田の児童虐待通告・相談対応

ここが変わる💡 その1 「おた児童虐待対応ダイヤルの設置」

これまで大田区、東京都、それぞれが受け付けていた児童虐待通告・相談に関する窓口・連絡先を1つにします！



Point! どちらに連絡をすればよいか迷わせません。都区合同で受け付けすることで、すぐに通告・相談内容を共有できるため、迅速な対応につなげます。

ここが変わる💡 その2 都区合同振分・緊急受理会議の実施

合同で受け付けた虐待通告・相談は、おたこども家庭センター、東京都大田児童相談所の職員が参加する「合同振分・緊急受理会議」に諮り、子どもや家庭の状況、リスクや緊急度等を総合的に判断し、適切な対応方針・対応機関を迅速に決定します。

Point! 児童虐待通告の一義的窓口が区であることに変わりはありません。

これまで都区それぞれに通告窓口があったために、育児不安等初期から区による対応が適切と思われる相談が児童相談所に入ることや、緊急・重篤な相談が区に入る状況がありました。児童虐待の発生を予防し、重篤化・再発を予防することが区の役割であることに変わりはありませんが、通告・相談の初期段階で都区が情報を共有・対応を協議できることで、必要に応じ、速やかに児童相談所の専門的対応につなげます。

第3章

発見から通告まで



© 大田区

1 こども・家庭の SOSのサインに気づいたら

虐待の視点と通告について

こどもの「今」と「将来」の安全・安心が確保されていますか

いつでも**こどもの立場から**
安全と健やかな育成がはかられているか
どうかを判断する

☆たとえしつけのためだと親が思っている、こどもの心や体を傷つける行為は適切ではありません。また、児童虐待は法律で明確に禁止されています。

通告は**ためらわない**

児童虐待を発見した人は、それが疑いの場合であっても、通告することが義務付けられています。

「虐待ではないかもしれない」、「通告をするともっと虐待されるかもしれない」
「保護者とのトラブルになるのではないか・・・」

一人で心配せず、まずは所属長や責任者などに報告しましょう
通告者が虐待かどうかの判断をする必要はありません
通告をしてもこどもの不利益になることはありません

児童虐待等の防止に関する法律 第6条(平成16年改正)
通告しなければならない児童は、

「児童虐待を受けた」児童 ⇒ 「児童虐待を受けたと思われる」児童に改正

関係機関が児童虐待の早期発見に努める義務

○児童虐待の防止等に関する法律 第5条

児童虐待を発見した場合の通告（守秘義務違反の対象外）

○児童虐待の防止等に関する法律 第6条

法文詳細は資料編 P51、P52 を参照

児童虐待を知らせるSOSのサイン

こどもの場合

- ☐ こどもの泣き叫ぶ声、悲鳴、こどもを叩くような音などが聞こえる
- ☐ 不自然な外傷（あざ、打撲、やけどなど）がある
- ☐ 表情が乏しい、活気がない
- ☐ 衣服や身体がいつも汚れている
- ☐ いつもお腹を空かせている
- ☐ 夜遅くまで一人で遊んでいる
- ☐ 家に帰りたがらない
- ☐ 年齢にそぐわない性的な言葉や行為が見られる



保護者の場合

- ☐ こどもの年齢に不相応な厳しいしつけをする
- ☐ 夜間などこどもを放置してよく外出している
- ☐ 夫婦喧嘩が多い
- ☐ 体罰を正当化する
- ☐ 家の周りが汚れていたり、ゴミが散らかっていたりする
- ☐ 保護者がこどもの養育に関して拒否的・無関心



以下に当てはまる場合は虐待のリスクが高いです

頭部、腹部、胸部等のケガやあざ、絞首痕などがある

性被害の本人開示、性器の外傷がある ※必ずP18を確認してください

こどもが強く帰宅を拒否している、保護を希望している

毎日のようにこどもの泣き声や大人の怒鳴り声がする

戸外に閉め出されている

すぐに通告をお願いします

おおた児童虐待対応ダイヤル
9924

03 - 5753 - 9924

【受付】月～金 8:30～17:45

夜間、土日祝日は189 緊急時は最寄りの警察署か110へ

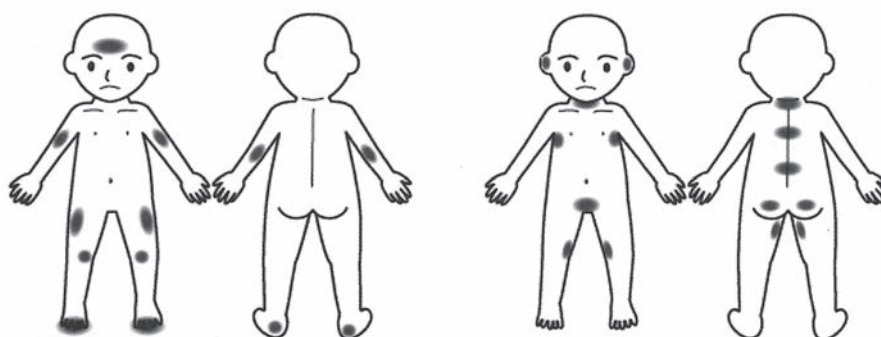
2 早期発見・早期対応のためのポイント

● 不審な傷・あざの場合

(1) 外傷の部位

不慮の事故による外傷は骨張っているところ、例えば、額・鼻・あご・ひじ・膝など脂肪組織が少ない場所に生じやすく、児童虐待による外傷は臀部（お尻）や大腿内部などの脂肪組織が豊富で柔らかいところ、首やわきの下などの引っ込んでいるところなど隠れているところに起こりやすくなります。

また、本人や保護者の受傷原因の説明と矛盾する外傷は、身体的虐待を強く疑う必要があります。



＜事故でけがをしやすい部位＞

＜虐待によるけがが多い部位＞

(2) 時間経過に伴うあざの色調変化

外傷の発生時期に関する説明が下記の目安とあまりにもかけ離れているときは、虐待を疑う必要があります。

経過	色
受傷直後	赤～赤茶
↓	青～紫
数日後	↓
↓	緑～暗緑
回復期	↓
↓	黄色～オレンジ
回復 (約1～2週間後)	通常の肌色

(3) 虐待を疑わせる特徴のある外傷

●偶発的に起きえない挫傷

	平手打ち痕	少しぼやけた、指の大きさの直線状の2～3本の縞状の痕。指輪の痕を認めることもある。
	つねり痕	三日月状の一对の挫傷。
	指尖痕 (指先の痕) 手拳痕 (にぎりこぶしの痕) 握り痕	等間隔の卵型挫傷。指爪により時に皮膚の裂傷が併存する。時に重篤なびまん性挫傷、眼窩貫通外傷を伴う。
	絞 頸 (首しめ)	首部の挫傷と、首を絞められたことによる上まぶたや顔面の点状出血。時に眼球結膜充血も伴う。
	耳介内出血 (耳の内出血)	通常では肩や頭蓋等で守られる部位で、偶発的にけがをすることはまれ。

●道具による外傷：身近な生活用具が用いられることが多い

	ベルトや革紐	平行面がある。体の輪郭に沿い、直線を形成する。
	二重線痕	棒きれや杖など細い棒状のもので叩かれた時にできるあざ。棒が当たった中心をまたいで、その左右に、ぼやけた内出血の痕ができています。
	ループ コード痕	ロープや電気コードなどを曲げてムチを打つような状態で叩かれた場合にできる。細い直線状の片側があいた楕円状の痕。多数存在する傾向がある。

●熱傷：やけどの部位や形状から受傷の理由を推測することができる

	辺縁が平滑な曲線で、 熱傷の重症度が一定	熱いお湯に強制的に一定時間接触してできる熱傷。足の裏や、浴槽の底面に押し付けられた部分には熱傷がみられない。
	タバコ熱傷	境界が鮮明な円形で、中央部が周辺部よりも深いやけどは、タバコを押し付けられた可能性が高い。誤ってタバコに触れた事故の場合は、偏心性の表面熱傷で、擦ったような形状を伴う。
	固体接触熱傷	アイロン、ヘアアイロン、ヒーターなど、家庭内で使用している家電製品等を押当てられた可能性を疑う。

(参考：子ども虐待対応・医学診断ガイド)

■ 傷やあざを発見したときは記録を残しましょう

傷やあざの場所や状態を図として書き留める、写真を撮る、本人の発言や行動についても記録してください。

写真を撮る際は、こどもの気持ちに配慮し声をかけながら撮影することが大切です。顔がわかるように全身を撮影したのち、スケール（ものさし）をかざして、傷あざの大きさがわかるように撮影するとよいです。スケールがない場合は、ペンなど身近なもので大きさが伝わりやすいものでも構いません。

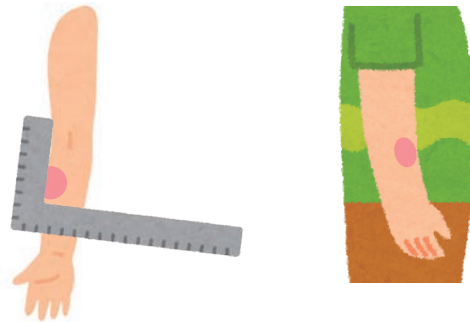
写真の撮り方ガイド

①顔が入った全身、日時がわかる写真



②傷のアップ写真

- ・体のどこなのかがわかるようにする。
- ・大きさがわかるようにスケールをかざす。
- ・様々な角度から撮影する。
- ・膨張しているケガの場合は斜め、横からも撮影する。



<注意事項>

- ・所属が管理しているカメラで撮影する。
※個人のものは使わない。
- ・写真によって色味が変わらないように明るい部屋でカメラの設定を統一して撮影する。
※影にならないようにする。
※フラッシュを焚く場合はすべて焚く、もしくはすべて焚かない。

● 性的虐待の疑いの場合

性的虐待は外見的な証拠が見つかりにくく、事実の把握が困難です。そのため、**こどもの告白は重大な証拠**となり、**被害事実の聴き取りには専門的な技術**が求められます。

聴き取り回数が増えると、こどもへの負担も大きく、二次被害となる可能性や情報の加工が生じる可能性があります。**速やかにおおた児童虐待対応ダイヤルに連絡**をお願いします。

■ こどもから告白があったら

◇ 被害について、聴き出そうとしないでください

こどもが自発的に話したことは、聴いてあげてください。年齢の低いこどもの話は、順序が前後したり、登場人物が誰なのかははっきりしなかったりします。それでも、こどもが自発的に何を話したかはとても重要です。話された内容は、こどもが使った言葉そのままに、記録してください。

⇒こどもが話した内容以外の質問はしません

発言を冷静に受けとめてください。発言内容についてコメント、評価はしないでください。

○良い例 「そうだったんだね。大切なお話なので、そのお話は専門の人が聴くね」

×適切ではない例… 「よく言えたね」、「大変だったね」

◇ こどもに嘘をついたり、内緒の約束はしないでください

こどもは「秘密にしてほしい、誰にも言わないでほしい」と訴えることがあります。内緒の約束をしてしまうと、通告することで約束を破ったことになり、こどもの周囲の大人への不信を増幅することになります。**関わる人はこどものことを大切に思っていること、秘密にはできないことを伝えてください。**

◇ こどもが安心できる場所で待機させてください

聴き取りを行う職員が、保育所、幼稚園、学校に到着するまで、こどもが安心して待てる場所で一緒に待っていてください。また、こどもと静かに落ち着いて話せる場所のご用意をお願いいたします。

見えにくいからこそ傷つきが深い、「性的虐待」

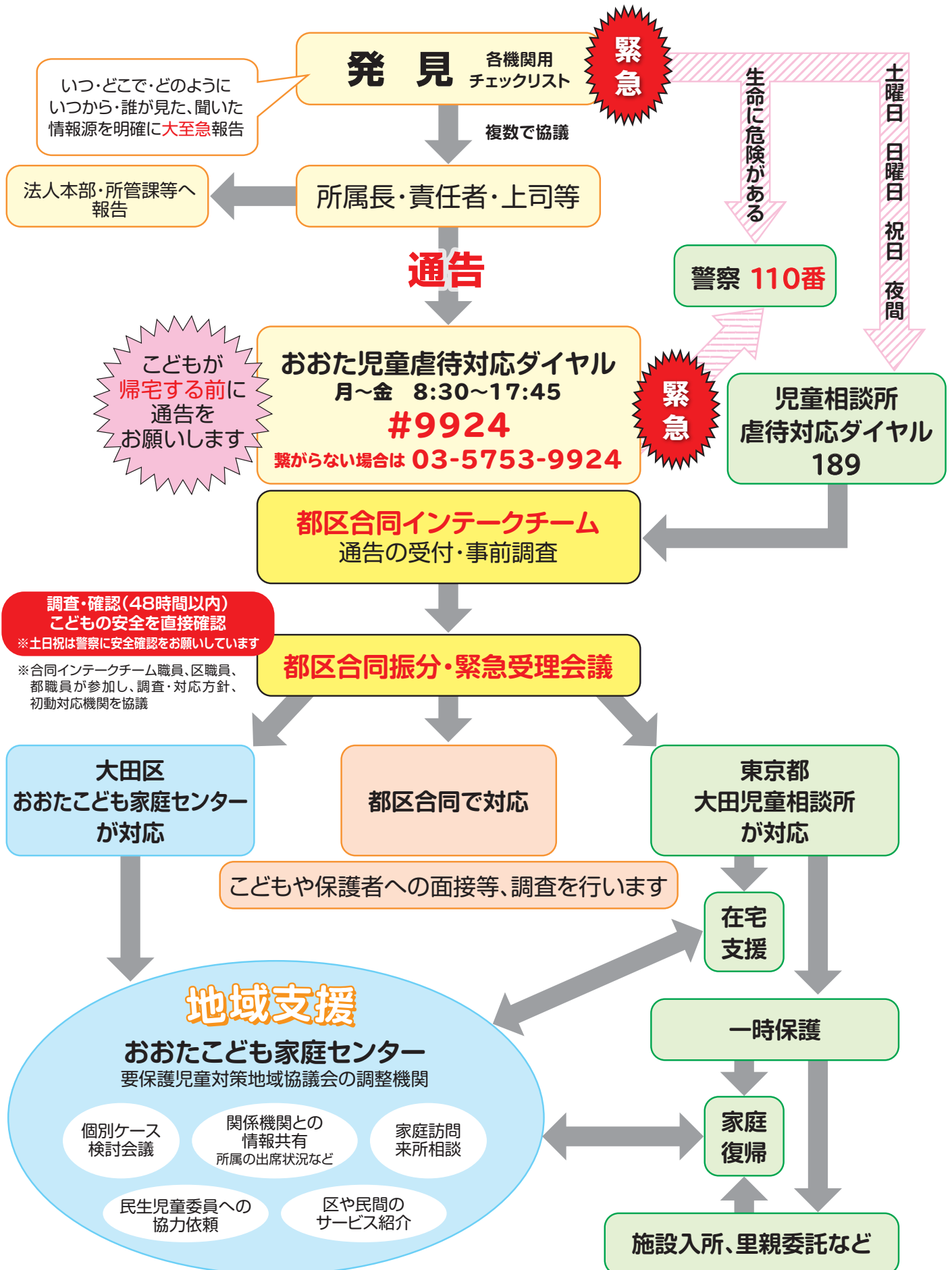
性的虐待を受けても、全くサインなどは現れず、普段どおり元気にしているこどももいます。こどもが発した言葉の中にも、何か気になることがあれば、留意しておくことも必要です。

また、男の子も被害に遭っています。男の子の場合、性的な「遊び」や「いたずら」と軽視されることがありますが、心身の傷は深く、その後の成長にも大きく影響を与えることがあります。

性的虐待にあうと、ショックやパニックなどから「なかったことにしよう」とすることは、自然なこころの動きです。しかし、月日が経ったある日、突然フラッシュバックが起きたり、こころがもっとつらくなったりします。過食嘔吐やリストカットなど、自分を傷つけることでこころを守ろうとする動きが出ることもあります。あえて性的に奔放な行動をして被害を「再演」し、自分は被害者ではないと思うことでこころを守ろうとすることもあります。

参考：政府広報オンライン
TOKYO YOUTH HEALTHCARE

3 通告の流れ



4 通告の手順と大切なお願い

虐待を受けたと思われるこどもを発見した機関は、代表者等と相談の上、ご連絡ください。

○**まず初めに、どんなことが起きたかなどをお話してください。**

○**その後、おおた児童虐待対応ダイヤル対応職員から質問をさせていただきます。**

「虐待通告の手順」「チェックリスト」(P21～P42) 使用方法

左ページ ①フローモデル		右ページ ④虐待の種類
左ページ ②通告者の確認		右ページ ⑤チェックリスト
左ページ ③状況		

○「虐待通告の手順」「チェックリスト」を見開きでコピーして使用できます。

(使用上の留意点)

項目	使用上の留意点
①フローチャートモデル	虐待を受けたと思われるこどもの発見から通告までのフローチャートモデルです。モデルを参考に、必要な情報の収集や関係機関との連携を検討し、通告をしてください。
②通告者の確認	ご連絡いただいた方とその所属、通告時の各機関の動きについて確認します。
・ 通告者の所属、お名前	ご連絡いただいた方の所属と連絡先、お名前などをお知らせください。
・ 新規相談ですか	相談とはおおたこども家庭センターや児童相談所への相談を指します。本児及びきょうだいについて、これまで相談をしたことがあるか、初めての相談であるかをお知らせください。
・ 代表者等が把握していますか	代表者への報告や、複数の職員で協議し、できる限り組織としての連絡をお願いします。
③チェックリストに記載のあるような内容をお伺いします	対象のこどもと家庭や関係機関などについて伺いますので、関係する情報をご準備ください。
④虐待の種類	P6を参照にして、疑われる虐待の種類(重複可)をお知らせください。
⑤チェックリスト	虐待以外の理由(虐待のリスクを高める原因や、虐待の影響による可能性が高いもの)も含まれます。該当する番号をお知らせください。

大切なお願い

1 こどもの安全と緊急性の確認をお願いします

傷やあざがある場合は、17ページを参考に、可能な限り写真撮影をお願いします。
性的虐待の疑いがある場合は、まず18ページを必ず確認してください。

2 こどもが帰宅する前にご連絡ください

傷やあざがあるとき、性的虐待の疑いがあるときは、必ずこどもが帰宅する前の通告にご協力をお願いします。

3 こども、保護者と信頼関係を結ぶために

○こどもに

ご連絡をいただき、こどもとの面談設定にご協力いただく場合があります。その際は、こどもに対し、相談機関の概要や連絡した目的等のご説明にご協力いただくと助かります。

○保護者に

虐待対応では、関係機関であっても通告元を明かすことはありません。

ただ、限定された情報のために情報元が予想できる場合には、対応前にご相談の上、ご協力をお願いすることがあります。

場合によっては、「事前に言って欲しかった」など、保護者からかえって不信を招くおそれもあります。

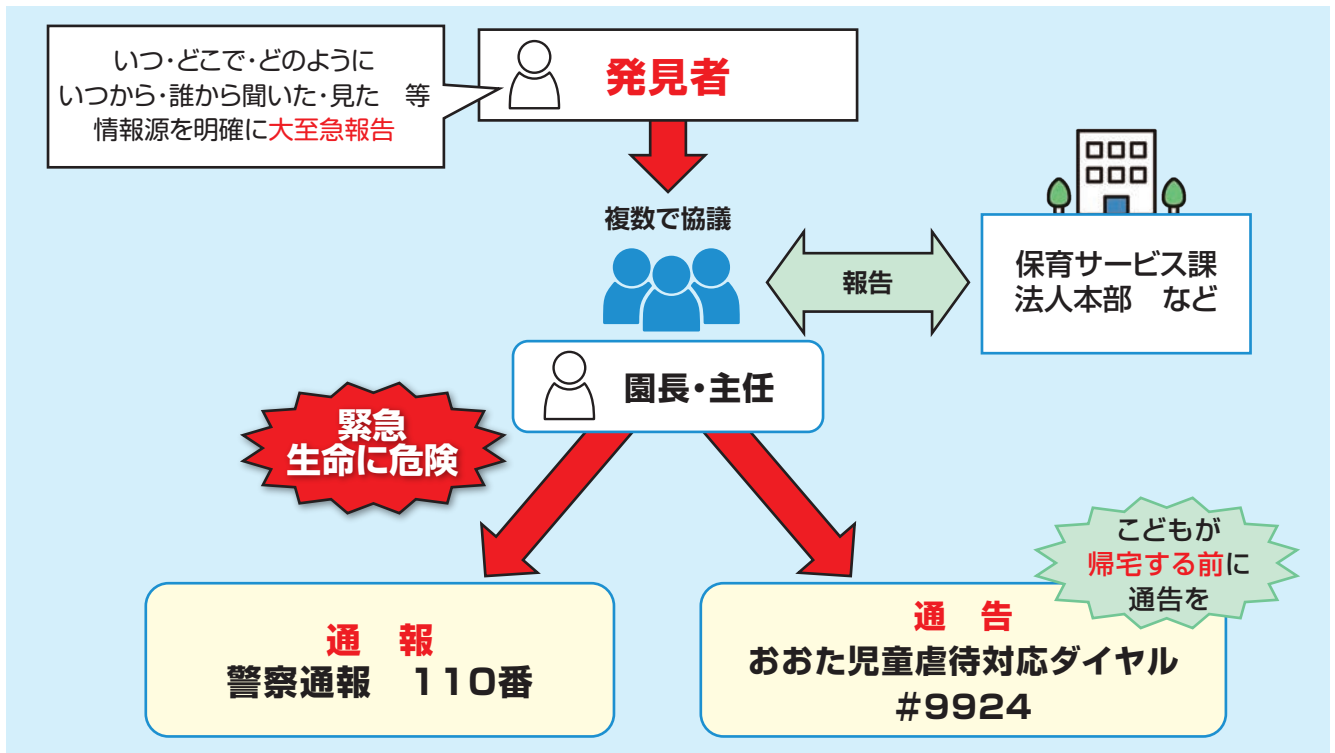
例えば、関係機関には通告の義務があることや、「心配しているので一緒に考えてみましょう」等とご説明いただき、ご紹介いただくことで、その後の支援関係によい影響をもたらす場合もあります。

こどもを守るためにどのように保護者に対応すればよいか、関係機関のみなさまと一緒に考えます。

虐待通告の手順

幼稚園・保育園

療育機関(こども発達センターわかばの家 など)の方はこちらを参照ください



連絡の際は、次の情報をお伺いします (わかる範囲で情報をご用意ください)
また (右ページ) 気づくためのチェックリストから、該当番号をお知らせください

通告者の確認	通告者の所属：	電話番号 ()
	連絡をした方のお名前：	園長 ・ 主任他
	連絡することを園長は把握していますか：	・ 知っている ・ 知らない → 上記フローチャートモデルを確認してください

主に、次のような内容をお伺いします。			
基本	こどもの氏名：	(年 月 日生)	児クラス
	住所：大田区	丁目 番 号	
	降園時間：	送迎の有無：	送迎者：
相談歴	・ 無 ・ 有 (・ おおたこども家庭センター ・ 児童相談所)		
こども	・ 帰りたくない様子 ・ 集団適応の状況 ・ 孤立 ・ 長期欠席＝最後の登園日 ・ 保育要件 ・ 障がいや発達の状況 ・ 健康状態 (体格・体重など) ・ 大人と話せる ・ 情緒の安定		
保護者	・ DV有無 ・ こどもへの関心 ・ 養育知識 ・ 養育意欲 ・ 援助を求める力 ・ 精神の安定 ・ 性格 ・ アルコールや薬物 ・ 養育や家事の能力 ・ 幼稚園・保育園との関係性		
家庭	・ ステップファミリー (注1) ・ 経済状態 (・ 保育料未納 ・ 生活保護受給 ・ 仕事なしなど) ・ 衛生状態 ・ 家庭訪問の有無 ・ ひとり親 ・ きょうだいの有無 ・ 親族や援助者の状況		
関連	・ 保育サービス課 ・ 幼児教育センター ・ 巡回相談 ・ 就学相談 ・ 療育機関 (こども発達センターわかばの家 民間機関) ・ その他		

※ 注1…ステップファミリーとは、離婚、再婚、同居などで血縁のない親子関係・きょうだい関係を内含する家族

虐待に気づくためのチェックリスト 幼稚園・保育園

虐待の種類に○をしてください（重複可） 内容は P6 参照

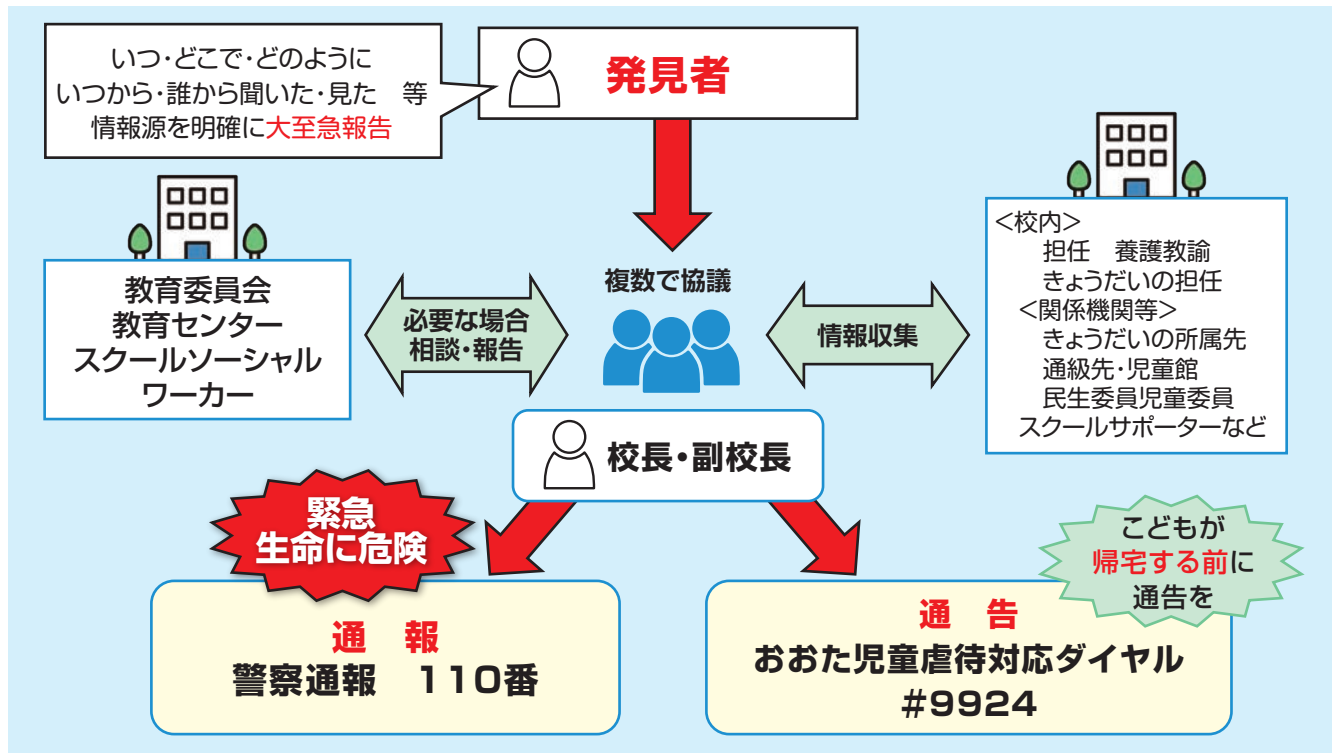
	身体的虐待		心理的虐待（DV有・無）
	ネグレクト		性的虐待

該当する番号に○をしてください

こどもの様子	1	体に不自然なあざや傷がある	こどもの様子	17	年齢不相応な性的遊びや発言がある
	2	あざや傷に対する説明が不自然、または話をそらす		18	肌を見せることを嫌がる、又は下着や性器を他者にみせる
	3	過度に緊張し、おどおどした態度をとる		19	体や衣服の汚れが目立ち臭いがする同じものを着ている
	4	季節にそぐわない服装をしている		20	忘れ物が多く、持ち物がそろわない
	5	連絡のない遅刻や欠席が多い	保護者の様子	21	こどもがけがや病気をしても医者に見せない
	6	週明けや長期欠席明けにオムツかぶれが頻繁におこる		22	こどものあざや傷、欠席理由を確認すると回答に一貫性がなく不自然である
	7	週明けや長期欠席明けは言動が著しく不安定になる		23	体罰や年齢不相応な養育を「しつけ」、「家庭の方針」と正当化する
	8	虫歯が多い		24	園に連絡なく無断で休ませる
	9	給食やおやつをガツガツと食べる		25	園からの連絡に応じない
	10	意欲・集中力がなくぼんやりとしている		26	養育への関心が薄い
	11	乱暴・暴言などで他児とトラブルを起こす、すぐカッとなる		27	経済状態が不安定である（無職、不安定な就労形態、借金など）
	12	握手などの身体接触に対して過度に反応する		28	家庭内に不和がある
	13	家に帰りたくないそぶりがある		29	家族の中に病気や障がい、精神不安定な人がいる
	14	自暴自棄な発言や行動がある		30	園が把握していなかった同居者がいる
	15	音や振動に過敏に反応する		31	親族・近隣からの支援がない
	16	発育の課題（栄養状態が悪い、体重が増えない、肥満など）		32	支援に拒否的である

虐待通告の手順

学校



連絡の際は、次の情報をお伺いします（わかる範囲で情報をご用意ください）
また（右ページ）気づくためのチェックリストから、該当番号をお知らせください

通告者の確認	通告者の所属：	電話番号（ ）
	連絡をした方のお名前：	校長 ・ 副校長 ・ 他
	連絡することを校長、副校長は把握していますか： ・ 知っている ・ 知らない →上記フローチャートモデルを確認してください	

主に、次のような内容をお伺いします。			
基本	こどもの氏名：	（ 年 月 日生）	学年
	住所：大田区	丁目 番 号	
	下校時間：	学童利用の有無：	
相談歴	・ 無 ・ 有（ ・ おおたこども家庭センター ・ 児童相談所 ）		
こども	・ 帰りたくない様子 ・ 集団適応の状況 ・ 孤立 ・ 不登校 最終登校日・最後にこどもと会った日時 ・ 障がいや発達の状況 ・ 健康状態（体格・体重など） ・ 大人と話せる ・ 情緒の安定		
保護者	・ DV有無 ・ こどもへの関心 ・ 養育知識 ・ 養育意欲 ・ 援助を求める力 ・ 精神の安定 ・ 性格 ・ アルコールや薬物 ・ 養育や家事の能力 ・ 学校との関係性		
家庭	・ ステップファミリー（注1） ・ 経済状態（ ・ 未収金の有無 ・ 生活保護受給 ・ 仕事なしなど） ・ 衛生状態 ・ 家庭訪問の有無 ・ ひとり親 ・ きょうだいの有無 ・ 親族や援助者の状況		
関連	・ スクールソーシャルワーカー ・ スクールカウンセラー ・ スクールサポーター ・ 教育センター ・ 通級 / サポートルーム ・ 適応指導教室 ・ その他		

※ 注1…ステップファミリーとは、離婚、再婚、同居などで血縁のない親子関係・きょうだい関係を内含する家族

虐待に気づくためのチェックリスト 学 校

虐待の種類に○をしてください（重複可） 内容は P6 参照

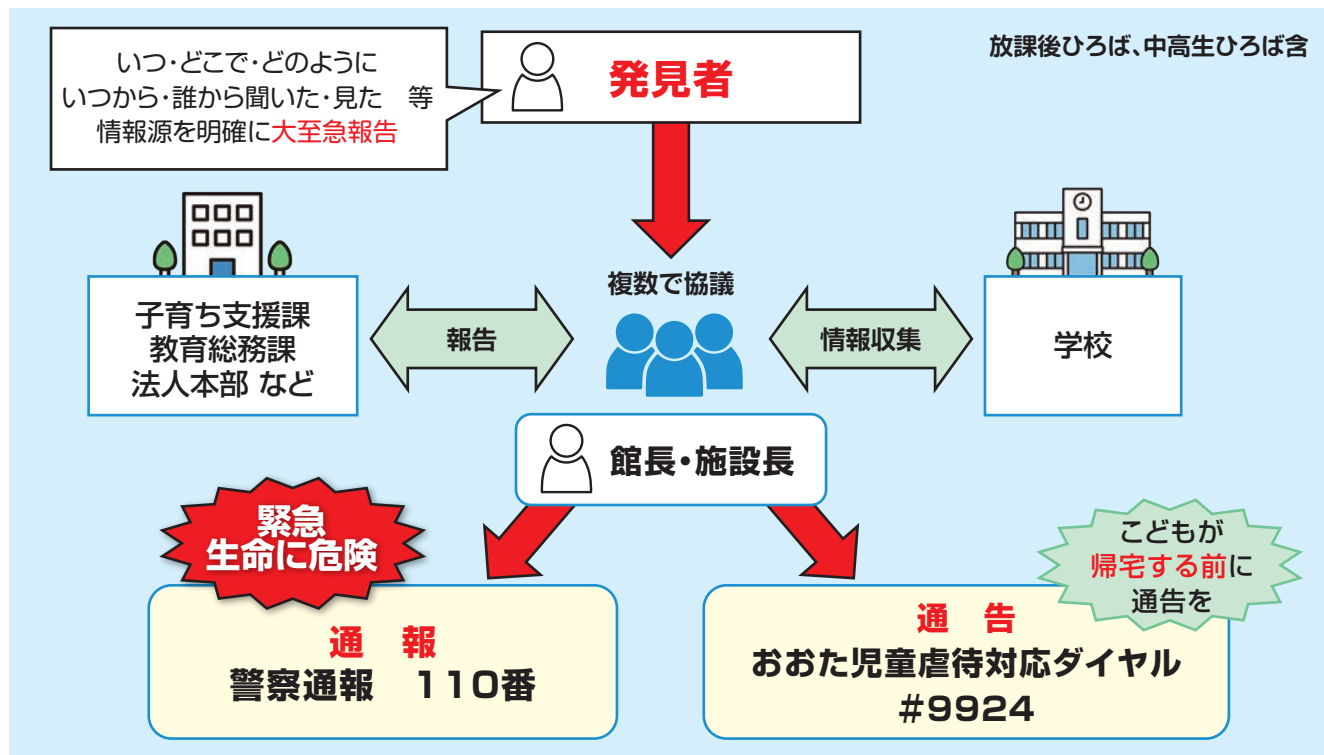
	身体的虐待		心理的虐待（DV有・無）
	ネグレクト		性的虐待

該当する番号に○をしてください

こどもの様子	1	体に不自然なあざや傷がある	こどもの様子	17	音や振動に過敏に反応する
	2	あざや傷に対する説明が不自然、または話をそらす		18	虫歯が多い
	3	過度に緊張し、おどおどした態度をとる		19	体や衣服の汚れが目立ち臭いがする 同じものを着ている
	4	季節にそぐわない服装をしている		20	忘れ物が多く、持ち物がそろわない
	5	連絡のない遅刻や欠席が多い	保護者の様子	21	こどもがけがや病気をしても医者に見せない
	6	家庭訪問すると寝ていたり、保護者が不在である		22	こどものあざや傷、欠席理由を確認すると 回答に一貫性がなく不自然である
	7	外泊や深夜徘徊、万引などの非行行動がある		23	体罰や年齢不相応な養育を「しつけ」、「家庭の方針」と正当化する
	8	食事を与えられていない		24	こどもの夜間徘徊や、外泊を黙認する
	9	過食や食欲不振がある		25	学校からの連絡に応じない
	10	気力がない		26	こどもを学校や他の機関に会わせようとしていない
	11	乱暴・暴言などで他者とトラブルを起こす、すぐカッとなる		27	経済状態が不安定である （無職、不安定な就労形態、借金など）
	12	握手などの身体接触に対して過度に反応する		28	家庭内に不和がある
	13	家に帰りたくないそぶりがある		29	家族の中に病気や障がい、精神不安定な人がいる
	14	自暴自棄な発言や行動がある		30	学校が把握していなかった同居者がいる
	15	年齢不相応な性的遊びや発言がある		31	親族、近隣からの支援がない
	16	肌を見せることを嫌がる、マスクやフードを着用する		32	支援に拒否的である

虐待通告の手順

児童館など



連絡の際は、次の情報をお伺いします（わかる範囲で情報をご用意ください）
また（右ページ）気づくためのチェックリストから、該当番号をお知らせください

通告者の確認	通告者の所属：	電話番号（ ）
	連絡をした方のお名前：	館長 ・ 他
	連絡することを館長は把握していますか：	・ 知っている ・ 知らない →上記フローチャートモデルを確認してください

主に、次のような内容をお伺いします。				
基本	こどもの氏名：（ 年 月 日生） 学年			
	住所：大田区 丁目 番 号			
	帰宅時間：	送迎の有無：		送迎者：
相談歴	・ 無 ・ 有（ ・ おおたこども家庭センター ・ 児童相談所 ）			
こども	・ 帰りたくない様子 ・ 集団適応の状況 ・ 孤立 ・ 学童利用 ・ 入室要件（福祉的配慮） ・ 障がいや発達の状況 ・ 健康状態（体格・体重など） ・ 大人と話せる ・ 情緒の安定			
保護者	・ DV有無 ・ こどもへの関心 ・ 養育知識 ・ 養育意欲 ・ 援助を求める力 ・ 精神の安定 ・ 性格 ・ アルコールや薬物 ・ 養育や家事の能力 ・ 児童館などとの関係性			
家庭	・ ステップファミリー（注1） ・ 経済状態（ ・ 利用料金等未納 ・ 生活保護受給 ・ 仕事なしなど） ・ 衛生状態 ・ 家庭訪問の有無 ・ ひとり親 ・ きょうだいの有無 ・ 親族や援助者の状況			
関連	・ 学校 ・ 通級 / サポートルーム ・ きょうだいの所属（学校、保育園） ・ その他			

※ 注1…ステップファミリーとは、離婚、再婚、同居などで血縁のない親子関係・きょうだい関係を内含する家族

虐待に気づくためのチェックリスト 児童館など

虐待の種類に○をしてください（重複可） 内容は P6 参照

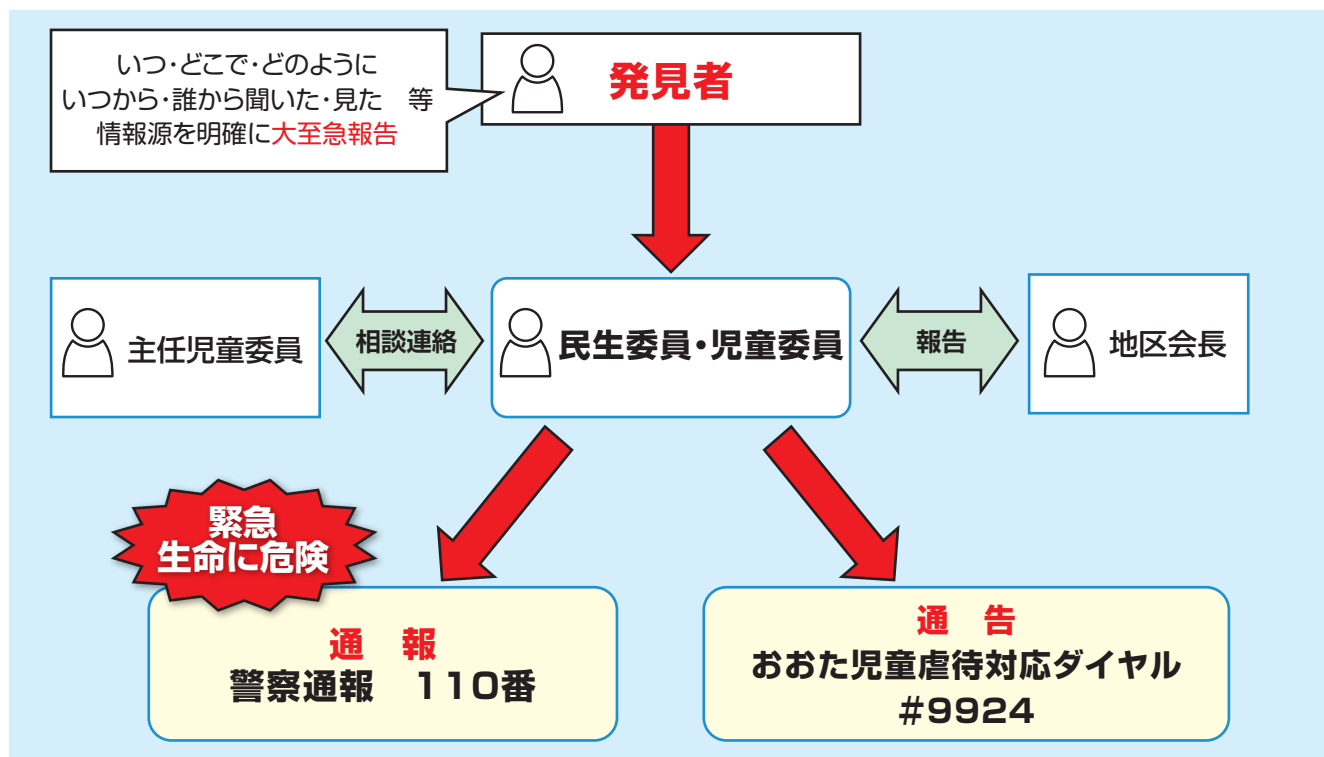
	身体的虐待		心理的虐待（DV有・無）
	ネグレクト		性的虐待

該当する番号に○をしてください

こどもの様子	1	体に不自然なあざや傷がある	こどもの様子	17	音や振動に過敏に反応する
	2	あざや傷に対する説明が不自然、または話をそらす		18	虫歯が多い
	3	過度に緊張し、おどおどした態度をとる		19	体や衣服の汚れが目立ち臭いがする 同じものを着ている
	4	季節にそぐわない服装をしている		20	忘れ物が多く、持ち物がそろわない
	5	連絡のない遅刻や欠席が多い	保護者の様子	21	こどもがけがや病気をしても医者に見せない
	6	家庭訪問すると寝ていたり、保護者が不在である		22	こどものあざや傷、欠席理由を確認すると 回答に一貫性がなく不自然である
	7	外泊や深夜徘徊、万引などの非行行動がある		23	体罰や年齢不相応な養育を「しつけ」、「家庭の方針」と正当化する
	8	食事を与えられていない		24	こどもの夜間徘徊や、外泊を黙認する
	9	過食や食欲不振がある		25	児童館などからの連絡に応じない
	10	気力がない		26	こどもを児童館などや他の機関に会わせよう としない
	11	乱暴・暴言などで他者とトラブルを起こす、 すぐカッとなる		27	経済状態が不安定である （無職、不安定な就労形態、借金など）
	12	握手などの身体接触に対して過度に反応する		28	家庭内に不和がある
	13	家に帰りたくないそぶりがある		29	家族の中に病気や障がい、精神不安定な人 がいる
	14	自暴自棄な発言や行動がある		30	児童館が把握していなかった同居者がいる
	15	年齢不相応な性的遊びや発言がある		31	支援に拒否的である
	16	肌を見せることを嫌がる、マスクやフードを 着用する			

虐待通告の手順

民生委員・児童委員



連絡の際は、次の情報をお伺いします（わかる範囲で情報をご用意ください）
また（右ページ）気づくためのチェックリストから、該当番号をお知らせください

通告者の確認	通告者の所属：	電話番号（ ）
	連絡をした方のお名前：	

主に、次のような内容をお伺いします。	
基本	こどもの氏名：（ 年 月 日生） 学年
	住所：大田区 丁目 番 号
相談歴	・無 ・有（ ・おおたこども家庭センター ・児童相談所 ）
こども	・帰りたくない様子 ・健康状態（体格・体重など） ・大人と話せる ・情緒の安定 ・障がいや発達の状況
保護者	・DV有無 ・こどもへの関心 ・養育意欲 ・援助を求める力 ・情緒の安定 ・性格 ・養育や家事の能力 ・近隣との関係
家庭	・ステップファミリー（注1） ・経済状態（・生活保護受給 仕事なしなど） ・住居（マンション、戸建） ・衛生状態 ・ひとり親 ・きょうだいの有無 ・親族や援助者の状況 ・不審な同居者の有無
関連	・学校、児童館、保育園、幼稚園 ・生活福祉課 ・保健師

※ 注1…ステップファミリーとは、離婚、再婚、同居などで血縁のない親子関係・きょうだい関係を内含する家族

虐待に気づくためのチェックリスト 民生委員・児童委員

虐待の種類に○をしてください（重複可） 内容は P6 参照

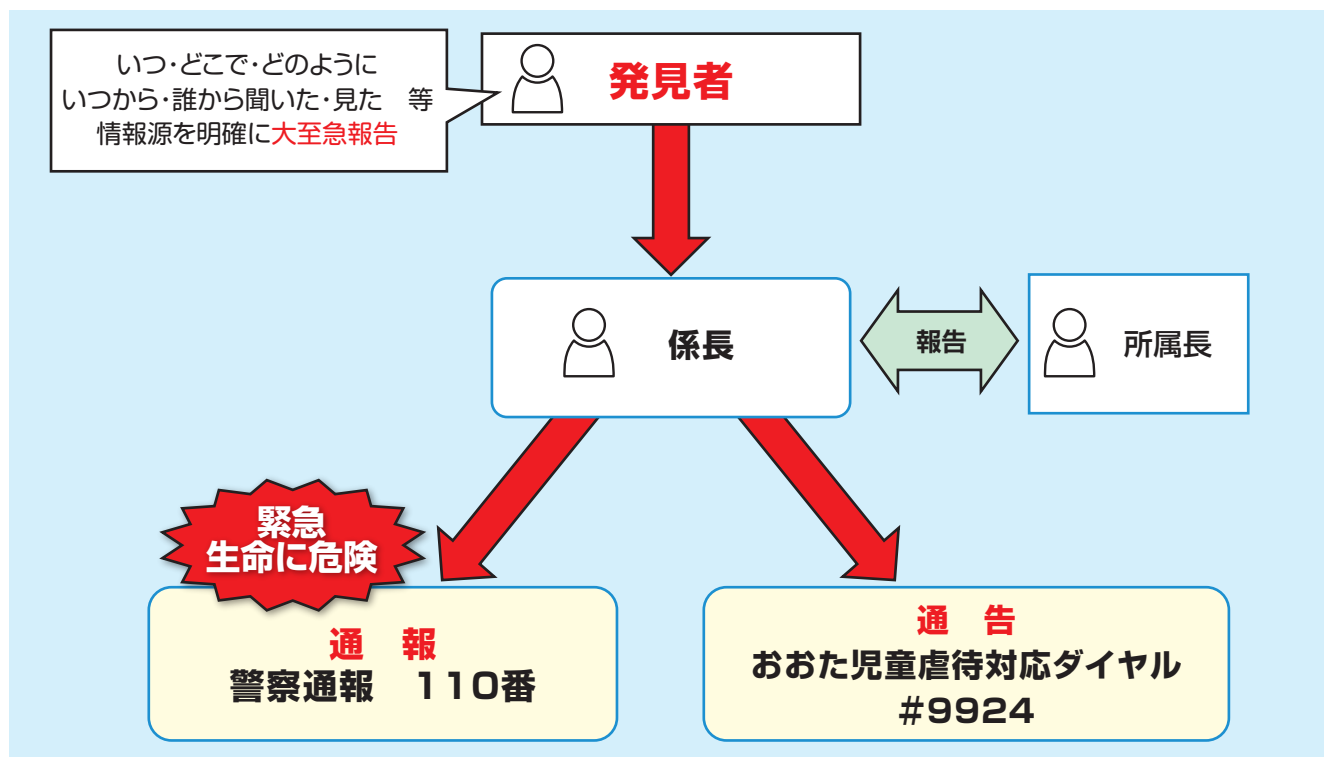
	身体的虐待		心理的虐待（DV有・無）
	ネグレクト		性的虐待

該当する番号に○をしてください

こどもの様子	1	体に不自然なあざや傷がある	こどもの様子	16	年齢不相応な性的遊びや発言がある
	2	家の外に閉め出されている		17	性的なことに過剰に反応する
	3	夜遅く出歩いている		18	きょうだいを含め、これまで民生委員児童委員の関わりがある
	4	公園などで一人もしくはこどもだけで遊んでいる	保護者の様子	19	こどもがけがや病気をしても医者に見せない
	5	乱暴・暴言などの言動がある		20	こどもを叩く音や怒る声がする
	6	表情や反応が乏しい		21	小さなこどもを置いて保護者だけでよく外出している
	7	家に帰りたがらない		22	人前でもこどもを叩いたり怒鳴ったりする
	8	万引き行為がある		23	近隣との交流がない
	9	食事を与えられていない		24	近隣とトラブルが絶えない
	10	警戒心がつよい 態度がおどおどしている		25	働いていない等経済的基盤がわからない
	11	妙になれなれしい		26	家庭内トラブルがあり警察がきたことがある
	12	同年齢児に比べて背が低い		27	家族の中に病気や障がい、精神不安定な人がいる
	13	同年齢児に比べてとても痩せている		28	同居者がよく変わる
	14	体や衣類の汚れが目立ち臭いがする 同じものを着ている		29	支援に拒否的である
	15	季節にそぐわない服装をしている	家の様子	30	いわゆる「ごみ屋敷」など著しく不衛生な住環境である

虐待通告の手順

区役所窓口



連絡の際は、次の情報をお伺いします（わかる範囲で情報をご用意ください）
また（右ページ）気づくためのチェックリストから、該当番号をお知らせください

通告者の確認	通告者の所属：	電話番号（ ）
	連絡をした方のお名前：	係長 ・ 他
	連絡することを所属長は把握していますか：	・ 知っている ・ 知らない ⇒上記フローチャートモデルを確認してください

主に、次のような内容をお伺いします。							
基本	こどもの氏名：		（	年	月	日生）	学年
	住所：大田区		丁目	番	号		
相談歴	・ 無 ・ 有（ ・ おおたこども家庭センター ・ 児童相談所 ）						
こども	・ 帰りたくない様子 ・ 健康状態（体格・体重など） ・ 大人と話せる ・ 情緒の安定 ・ 障がいや発達の状況						
保護者	・ DV有無 ・ こどもへの関心 ・ 養育知識 ・ 養育意欲 ・ 援助を求める力 ・ 精神の安定 ・ 性格 ・ 機関との関係性						
家庭	・ 家族構成 ・ 経済状況（・ 生活保護受給 ・ 仕事なしなど） ・ 衛生状態 ・ 転居 ・ ひとり親 ・ きょうだいの有無 ・ 親族や援助者の状況						
申請	・ 手当（児童手当 児童扶養手当 児童育成手当 特別児童扶養手当） ・ 医療費助成 ・ 保育園						

虐待に気づくためのチェックリスト 区役所窓口

虐待の種類に○をしてください（重複可） 内容は P6 参照

	身体的虐待		心理的虐待（DV有・無）
	ネグレクト		性的虐待

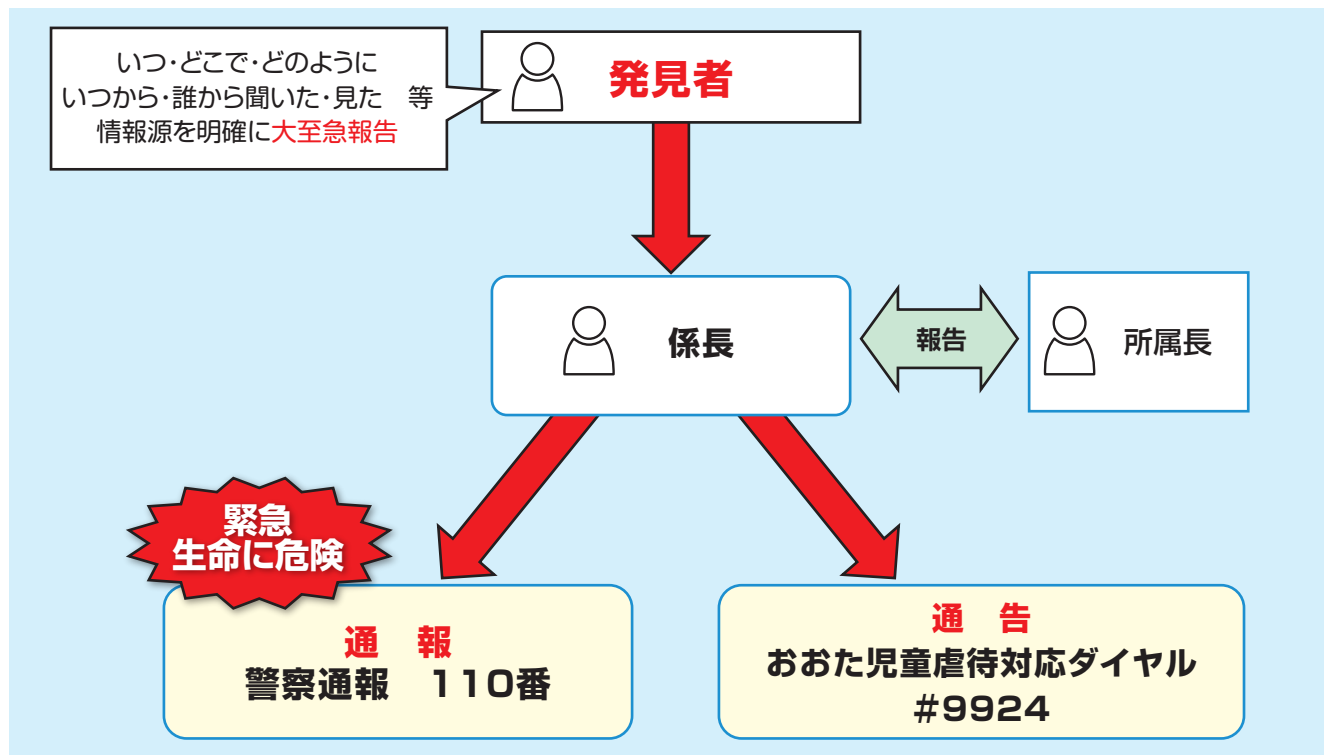
該当する番号に○をしてください

こどもの様子	1	体に不自然なあざや傷がある	保護者の様子	17	こどもが泣いてもあやしたり、世話（ミルクおむつなど）をしない
	2	季節にそぐわない服装をしている		18	家庭状況を話したからない
	3	体や衣服の汚れが目立ち臭いがする		19	連絡がとれない
	4	窓口で走り回るなど過度に落ちつきがない		20	手続きの説明を理解できない
	5	大人が手を近づけると頭を守るしぐさをみせる		21	窓口担当職員に暴言を吐く
	6	表情や反応が乏しい	家庭状況	22	低収入、借金などの生活困窮がある
	7	緊張が高く、おどおどしている		23	転居を繰り返している
	8	同年齢児に比べて小柄である（低身長・低体重・栄養失調など）		24	ステップファミリーである（注1）
	9	年齢不相応な暴言や乱暴な行動がある		25	父母の一方、あるいは両方が未成年である
	10	年齢不相応な性的遊びや発言がある		26	外国籍などで、日本での生活に支援を要する
保護者の様子	11	窓口等人前でもこどもをひどく叱る、叩く	手続き状況	27	家族の中に病気や障がい、精神不安定な人がいる
	12	イライラしている		28	書類不備のまま手続きがすすまない
	13	こどもを預けたいという		29	妊娠届・出生届などが遅れた
	14	育児不安を訴える		30	実態と違う申請をしている（児童扶養手当など）
	15	表情が乏しく、疲労がみえる		31	住民登録地と違うところで生活している（ようである）
	16	精神状態、気分に変化があり不安定			

※ 注1…ステップファミリーとは、離婚、再婚、同居などで血縁のない親子関係・きょうだい関係を内含する家族

虐待通告の手順

生活福祉課



連絡の際は、次の情報をお伺いします（わかる範囲で情報をご用意ください）
また（右ページ）気づくためのチェックリストから、該当番号をお知らせください

通告者の確認	通告者の所属：	電話番号（ ）
	連絡をした方のお名前：	CW ・ 母子自立支援員 ・ 査察指導員 ・ 他
	複数の職員で確認しましたか：	・ した ・ していない ⇒上記フローチャートモデルを確認してください

主に、次のような内容をお伺いします。				
基本	こどもの氏名：	（	年 月 日生）	学年
	住所：大田区	丁目	番 号	
相談歴	・ 無 ・ 有（ ・ おおたこども家庭センター ・ 児童相談所 ）			
こども	・ 先天的疾患や障がいの有無 ・ 健康状態（体格・栄養状態など） ・ 所属（学校 保育園 幼稚園）の有無 ・ 性格 ・ 情緒の安定 ・ 大人と話せる			
保護者	・ DV有無 ・ こどもへの関心 ・ 養育知識 ・ 養育意欲 ・ 援助を求める力 ・ 疾患の有無 ・ 精神の安定 ・ 性格 ・ アルコールや薬物 ・ 養育や家事の能力 ・ 生活福祉課との関係性			
家庭	・ ステップファミリー（注1） ・ ひとり親 ・ きょうだいの有無 ・ 親族や援助者の状況 ・ 経済状況（就労有無、家賃滞納など） ・ 家庭訪問の様子 ・ 住居の状況（衛生状態など）			
経過	・ 保護歴（開始日 開始理由 保護費支払方法） ・ 関係機関（医療 障がいサービス） ・ 入所歴（宿所提供施設 女性相談センター 母子生活支援施設 ほか）			

※ 注1…ステップファミリーとは、離婚、再婚、同居などで血縁のない親子関係・きょうだい関係を内含する家族

虐待に気づくためのチェックリスト 生活福祉課

虐待の種類に○をしてください（重複可） 内容は P6 参照

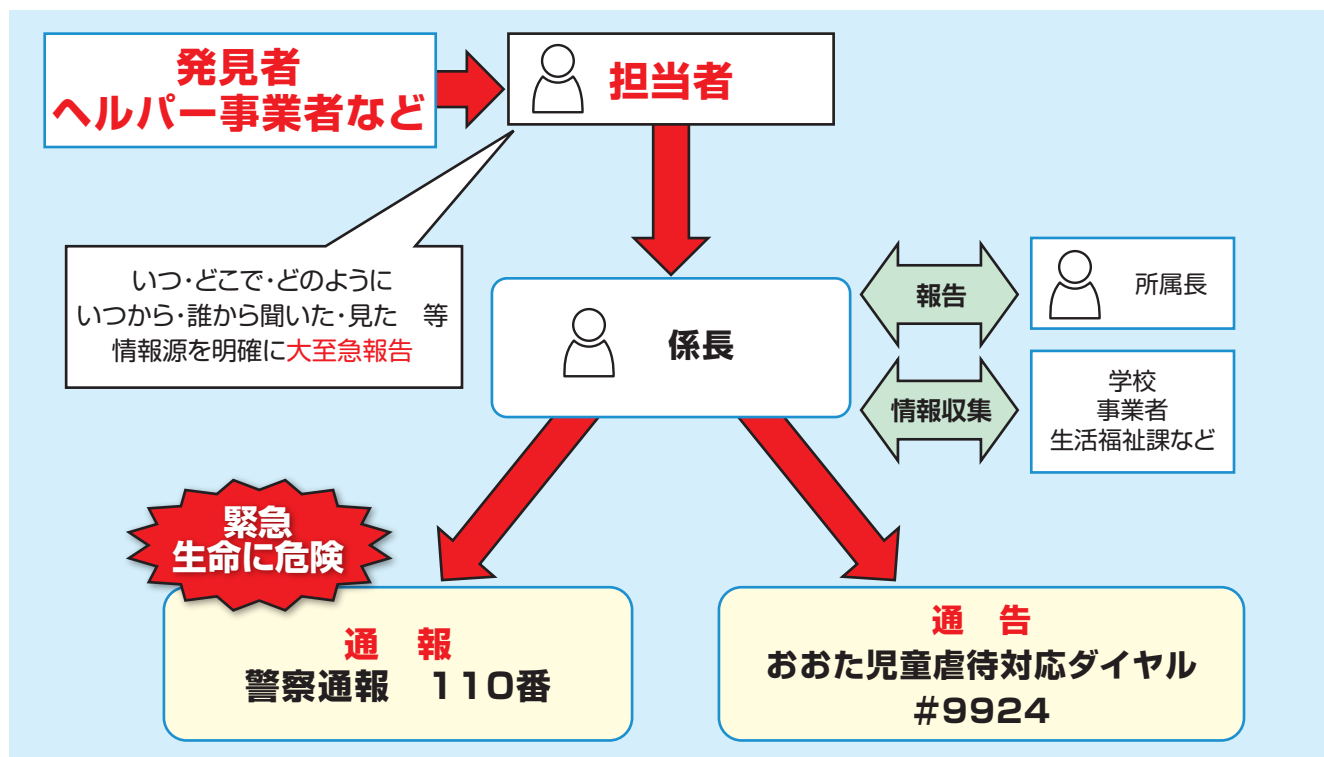
	身体的虐待		心理的虐待（DV有・無）
	ネグレクト		性的虐待

該当する番号に○をしてください

こどもの様子	1	体に不自然なあざや傷がある	保護者の様子	17	体罰や年齢不相応な養育を「しつけ」、「家庭の方針」と正当化する
	2	あざや傷に対する説明が不自然、または話をそらす		18	理由をつけて担当にこどもを会わせようとする
	3	先天的疾患や障がいがある		19	担当や関係機関にクレームをつける過度に攻撃的である
	4	医療券の申請が極端に多い、又は極端に少ない（全くない）		20	担当からの連絡に応じない、訪問を極端に嫌がる
	5	精神科に通院している		21	DV や、家庭内に不和がある
	6	就学時間中に家にいる。きょうだいを含め保育園・幼稚園・学校に登校していない		22	こどもの夜間徘徊や、外泊を黙認する
	7	外泊や深夜徘徊、万引などの非行行動がある		23	家賃滞納がある、又は借金等、無計画な保護費の消費を繰り返す
	8	発達の遅れや問題がある（言語、運動、理解など）		24	親族との関係が悪い・疎遠等で、育児の協力者がいない
	9	発育の問題がある（肥満、低体重、低身長など）		25	家族の中に病気や障がい、精神不安定な人がいる
	10	季節にそぐわない服装をしている		26	家族の中に依存症の人がいる
	11	体や衣服の汚れが目立ち臭いがする同じものを着ている		27	内縁関係、同居人がいる
保護者の様子	12	担当や訪問者に過度になれなれしくする	家の様子	28	こどもの玩具や学習用具がほとんどない全くない
	13	年齢不相応な性的遊びや発言がある		29	こどもがいる家庭なのに極度に片づけられているキレイすぎる
	14	未就学児で所属はないにも関わらず、担当が会ったことがない		30	いわゆる「ごみ屋敷」など、著しく不衛生である
	15	こどもがけがや病気をしても医者に見せない		31	アルコール飲料の空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻が多量にある
	16	こどものあざや傷を確認すると回答に一貫性がなく不自然である		32	年齢相応な寝室や寝具が確保されていない

虐待通告の手順

地域福祉課



連絡の際は、次の情報をお伺いします（わかる範囲で情報をご用意ください）
また（右ページ）気づくためのチェックリストから、該当番号をお知らせください

通告者の確認	通告者の所属：	電話番号（ ）
	連絡をした方のお名前：	係長 ・ 他
	複数の職員で確認しましたか：	・ した ・ していない →上記フローチャートモデルを確認してください

主に、次のような内容をお伺いします。				
基本	こどもの氏名：	（	年 月 日生）	学年
	住所：大田区	丁目	番 号	
相談歴	・ 無 ・ 有（ ・ おおたこども家庭センター ・ 児童相談所 ）			
こども	・ 健康状態（体格・体重など） ・ 大人と話せる ・ 情緒の安定 ・ 障がいの有無（手帳の等級）			
保護者	・ DV有無 ・ 養育知識 ・ 養育意欲 ・ 援助を求める力 ・ 精神の安定 ・ 性格 ・ 養育や家事能力 ・ 地域福祉課との関係性 ・ 障がいの有無（手帳の等級）			
家庭	・ ステップファミリー（注1） ・ 経済状態（ ・ 利用料未納 ・ 生活保護受給 ・ 仕事なしなど） ・ 衛生状態 ・ 家庭訪問の有無 ・ ひとり親 ・ きょうだいの有無 ・ 親族や援助者の状況			
受給	・ 障がいサービス（ヘルパー 通所 福祉用具） ・ 関わっている機関名 ・ 手当・医療助成 ・ 入所情報、入所希望（心身障がい児施設待機）			

※ 注1…ステップファミリーとは、離婚、再婚、同居などで血縁のない親子関係・きょうだい関係を内含する家族

虐待に気づくためのチェックリスト 地域福祉課

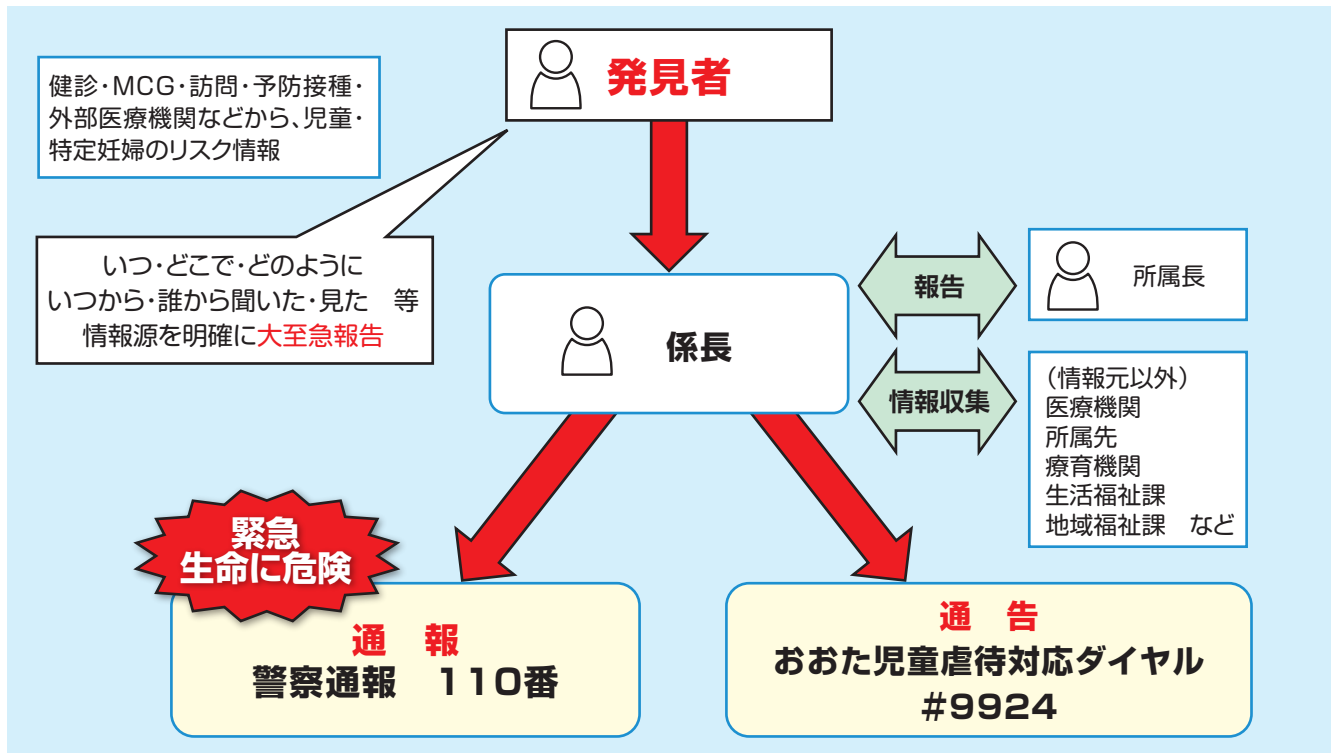
虐待の種類に○をしてください（重複可） 内容はP6 参照

	身体的虐待		心理的虐待（DV有・無）
	ネグレクト		性的虐待

該当する番号に○をしてください

こどもの様子	1	体に不自然なあざや傷がある	こどもの様子	17	季節にそぐわない服装をしている
	2	あざや傷に対する説明が不自然、または話をそらす		18	体や衣服の汚れが目立ち臭いがする
	3	発達の遅れや問題がある（言語、運動、理解など）		19	忘れ物が多く、持ち物がそろわない
	4	発育の問題がある（肥満、低体重、低身長など）		20	年齢不相応な性的遊びや発言がある
	5	食事を与えられていない	保護者の様子	21	こどもがけがや病気をしても医者に見せない
	6	過食や食欲不振がある		22	こどものあざや傷を確認すると回答に一貫性がなく不自然である
	7	過度に緊張し、視線が合わせられない		23	体罰や年齢不相応な養育を「しつけ」、「家庭の方針」と正当化する
	8	乱暴・暴言などで他者とトラブルを起こす、すぐカッとなる		24	こどもに会わせようとしない
	9	握手などの身体接触に対して過度に反応する		25	こどもの夜間徘徊や、外泊を黙認する
	10	自暴自棄な発言や行動がある		26	連絡に応じない
	11	家に帰りたくないそぶりがある		27	担当や事業所等へクレームや攻撃的言動が多い
	12	自傷行為や特異な癖がある（リストカット・抜毛・チックなど）		28	サービス支給の希望量と利用量に不自然な差がある
	13	部屋にこもっている		29	経済状態が不安定である（無職、不安定な就労形態、借金など）
	14	外泊や深夜徘徊、万引などの非行行動がある		30	家庭内に不和がある
	15	訪問者に過度になれなれしい		31	家族の中に病気や障がい、精神不安定な人がいる
	16	就学時間中に家にいる		32	把握していなかった同居者がいる

虐待通告の手順 地域健康課・こども家庭センター



連絡の際は、次の情報をお伺いします（わかる範囲で情報をご用意ください）
また（右ページ）気づくためのチェックリストから、該当番号をお知らせください

通告者の確認	通告者の所属：	電話番号（ ）
	連絡をした方のお名前：	
	複数の職員で確認しましたか：	・した ・していない →上記フローチャートモデルを確認してください

主に、次のような内容をお伺いします。				
基本	こどもの氏名：	（ ）	年 月 日生	学年
	住所：大田区	丁目	番 号	
相談歴	・無 ・有（ ・おおたこども家庭センター ・児童相談所 ）			
こども	・保健情報（健診、訪問、心理相談、既往歴、情緒面、予防接種、障がいや発達の状況 など）			
保護者	・DV有無 ・こどもへの関心 ・養育知識、意欲 ・既往歴 ・援助を求める力 ・望まない妊娠 ・不妊治療の有無・妊娠経過 ・精神の安定 ・性格 ・アルコールや薬物 ・養育や家事能力 ・夫婦関係 ・地域健康課との関係性・子育て教室参加状況			
家庭	・ステップファミリー（注1） ・経済状態（ ・生活保護受給 ・仕事なしなど） ・養育環境（ ・構造、家具配置、衛生状態） ・ひとり親 ・きょうだいの有無 ・親族や援助者の状況			
関連	・医療機関（こども、保護者） ・こども発達センターわかばの家 ・民間療育機関 ・所属先（保育園、幼稚園、学校） ・生活福祉課 ・地域福祉課 ・その他			

※ 注1…ステップファミリーとは、離婚、再婚、同居などで血縁のない親子関係・きょうだい関係を内含する家族

虐待に気づくためのチェックリスト 地域健康課・こども家庭センター

虐待の種類に○をしてください（重複可） 内容は P6 参照

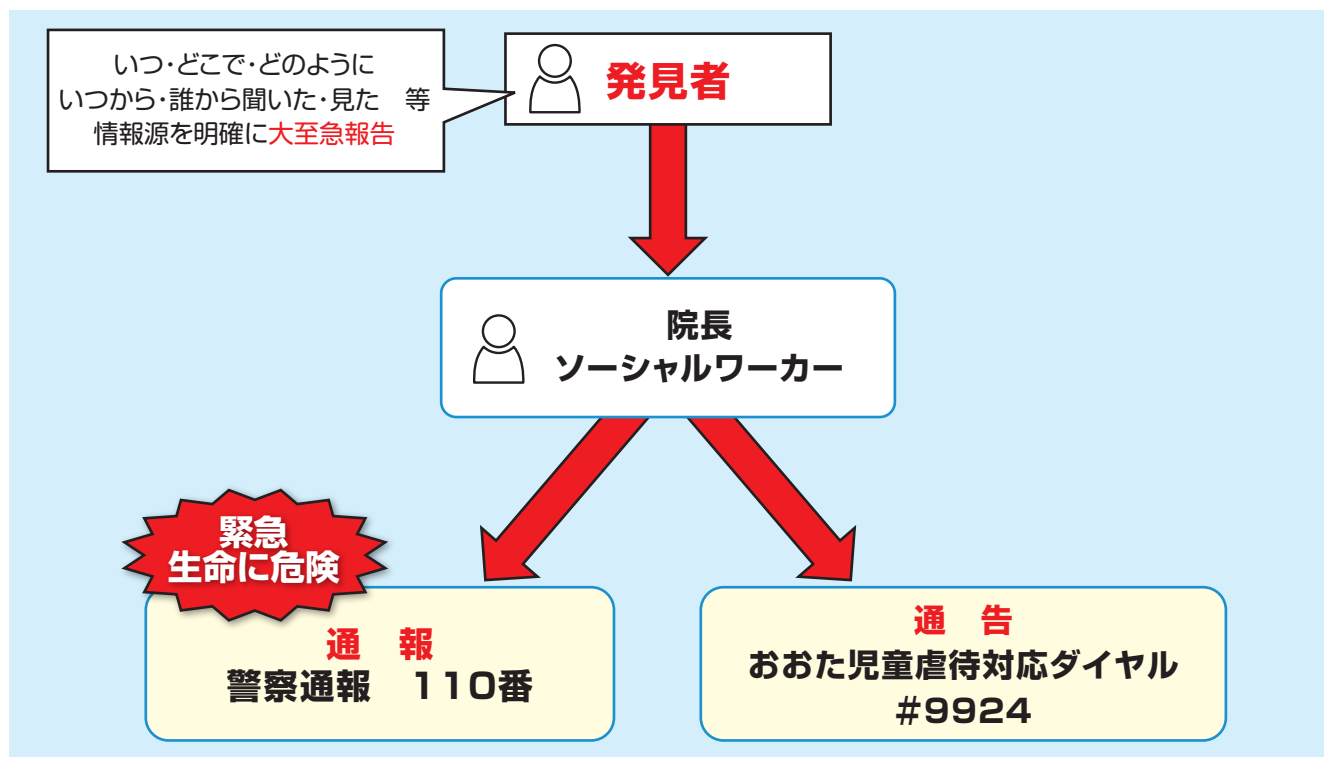
	身体的虐待		心理的虐待（DV有・無）
	ネグレクト		性的虐待

該当する番号に○をしてください

こどもの様子	1	表情や反応が乏しい、笑わない、笑顔が少なく他者への関心が低い	保護者の様子	21	周産期に病院や関係機関とトラブルがあった
	2	発達の遅れや問題がある（運動、言語、理解など）		22	周産期に家庭内でトラブルがあった
	3	発育の問題がある（肥満、低体重、低身長など）		23	夫婦間のトラブルが多い（不和、DV など）
	4	衣服の汚れが目立つ、同じものを着ている		24	育児への負担感が強く拒否的な発言がある（生まなければよかった、可愛くないなど）
	5	体の汚れが目立つ、肌の状態が悪い、臭いがする		25	精神障がいや知的障がい、疾患があり、自分のことで精一杯である
	6	季節にそぐわない服装をしている		26	アルコールや薬物の問題がある
	7	事故が多い		27	過去の虐待歴、きょうだい間差別をする
	8	叩かれたあと、やけど、骨折、打撲など不自然な傷がある		28	保護者に被虐待歴がある、親きょうだいとトラブルを抱える等、家族関係が複雑である
	9	親の顔をうかがい、おどおど、びくびくしている		29	経済状態が不安定である（無職、不安定な就労形態、借金など）
	10	問題行動がある（かんしゃく、噛みつき、多動、乱暴、自傷行為など）		30	EPDSが高得点である
	11	よく泣く、寝ない		31	MCG参加者または対象者である
	12	虫歯が多く、治療がされていない		32	マタニティーブルーになっている、続いている
保護者の様子	13	片付けができない	家の様子	33	育児不安の訴えが頻繁である
	14	こどもへの接し方が不自然である（ぎこちない抱き方、あやし方、荷物のような扱い）		34	共感性が乏しい
	15	事故予防への配慮がない		35	衝動的である
	16	こどもの様子を気にかけない		36	親族、近隣に支援者がいない
	17	こどもを見る目が陰しく、すぐに大声で怒鳴る、叩く		37	養育に必要な物品が用意されていない
	18	こどもに健康診査や予防接種を全く受けさせていない		38	いわゆる「ごみ屋敷」など著しく不衛生である
	19	「厳しくしつけている」といい、厳しい体罰を行う		39	アルコール飲料の空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻が多量にある
	20	必要な医療を受けさせない			

虐待通告の手順

診療所



連絡の際は、次の情報をお伺いします（わかる範囲で情報をご用意ください）
また（右ページ）気づくためのチェックリストから、該当番号をお知らせください

通告者の確認	通告者の所属：	電話番号（ ）
	連絡をした方のお名前：	職種（医師・看護師・MSW・その他 ）

主に、次のような内容をお伺いします。				
基本	こどもの氏名：	（ 年 月 日生）	学年	
	住所：大田区	丁目	番	号
相談歴	・無 ・有（ ・おおたこども家庭センター ・児童相談所 ）			
こども	・身体所見 ・医学所見 ・障がいや発達の状況 ・健康状態（体格・体重など） ・帰りたくない様子 ・大人と話せる ・情緒面 ・保護者への態度			
保護者	・DV有無 ・こどもへの関心 ・養育知識 ・養育意欲 ・援助を求める力 ・精神の状態 ・性格 ・アルコールや薬物 ・養育や家事能力 ・診療所との関係性			
家庭	・ステップファミリー（注1） ・経済状態（ ・生活保護受給 ・仕事なし ・健康保険証なしなど） ・衛生状態 ・ひとり親 ・きょうだいの有無 ・親族や援助者の状況			
関連	・所属先（保育園・幼稚園・学校） ・障がい福祉関連機関 ・その他			

※ 注1…ステップファミリーとは、離婚、再婚、同居などで血縁のない親子関係・きょうだい関係を内含する家族

虐待に気づくためのチェックリスト 診療所

虐待の種類に○をしてください（重複可） 内容は P6 参照

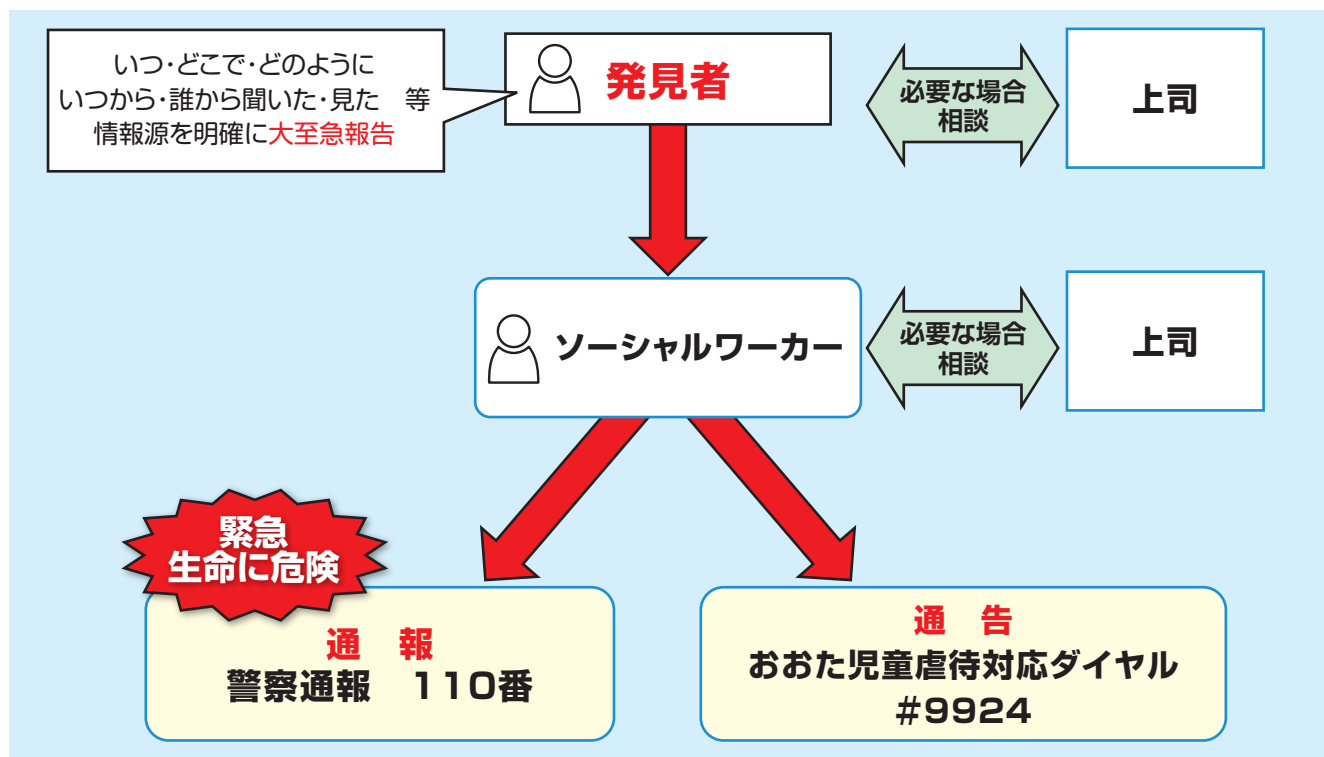
	身体的虐待		心理的虐待（DV有・無）
	ネグレクト		性的虐待

該当する番号に○をしてください

こどもの様子	1	体や衣服の汚れが目立ち臭いがする	保護者の様子	19	こどもの扱いが危なっかしく乱暴である
	2	季節にそぐわない服装をしている		20	気分がムラがあり、自分の思い通りにならないと体罰を加える
	3	他のきょうだいと極端に違う服装をしている		21	病気でも受診が遅く、同伴しないことがある
	4	発達の遅れや問題がある（運動、言語、理解など）		22	こどもの健康状態への関心が薄い
	5	発育の問題がある（肥満、低体重、低身長など）		23	こどもに対して拒否的な態度を示す
	6	あざ、傷、打撲痕がある		24	こどもの能力以上のことを要求したり、教えようとする
	7	不自然なけがややけど、たばこの痕がある		25	こどもの発達の遅れに気づかない、受容できない
	8	怯えたような泣き方やおどおどした態度がある		26	保護者の話とこどもの症状が矛盾している
	9	表情が乏しい、笑顔が少なく他者への関心が低い		27	他者に対して自己防衛的な言動をする
	10	親を避けるような様子がある		28	こどものけがの説明があやふやである
	11	他者との身体的接触をととても怖がる		29	家族関係が複雑である
	12	威圧的、攻撃的、乱暴な行動がみられる		30	家庭内に不和がある
	13	警戒心が強く、言い訳や嘘が多い		31	生活にゆとりがない
	14	自傷行為がある		32	健康保険証がない
	15	親の顔をうかがう、甘えることがない		33	支払いをしない
保護者の様子	16	人前でこどもを叩いたり怒鳴ったりする		34	他者とのコミュニケーションが乏しい
	17	こどものことを心配する様子が見られない		35	精神状態が不安定である
	18	こどもの話を聞かず、自己中心的な解釈をする		36	育児に困難感がある

虐待通告の手順

病院 (CAPS* なし) ソーシャルワーカー



CAPS*…院内虐待対策委員会のこと。Child Abuse Prevention System の略。

連絡の際は、次の情報をお伺いします（わかる範囲で情報をご用意ください）
また（右ページ）気づくためのチェックリストから、該当番号をお知らせください

通告者の確認	通告者の所属：	電話番号（ ）
	連絡をした方のお名前：	職種（医師・看護師・MSW・その他 ）

主に、次のような内容をお伺いします。	
基本	こどもの氏名：（ 年 月 日生） 学年
	住所：大田区 丁目 番 号
相談歴	・無 ・有（ ・おおたこども家庭センター ・児童相談所 ）
こども	・身体所見 ・医学所見 ・障がいや発達の状況 ・健康状態（体格・体重など） ・帰りたくない様子 ・大人と話せる ・情緒面 ・保護者への態度
保護者	・DV有無 ・こどもへの関心 ・養育知識 ・養育意欲 ・援助を求める力 ・精神の安定 ・性格 ・アルコールや薬物 ・養育や家事能力 ・病院との関係性
家庭	・ステップファミリー（注1） ・経済状態（ ・生活保護受給 ・仕事なし ・入院費未納など） ・衛生状態 ・ひとり親 ・きょうだいの有無 ・親族や援助者の状況
関連	・所属先（保育園・幼稚園・学校） ・障がい福祉関連機関 ・その他

※ 注1…ステップファミリーとは、離婚、再婚、同居などで血縁のない親子関係・きょうだい関係を内含する家族

虐待に気づくためのチェックリスト 病院 (CAPS*なし) ソーシャルワーカー

虐待の種類に○をしてください(重複可) 内容はP6 参照

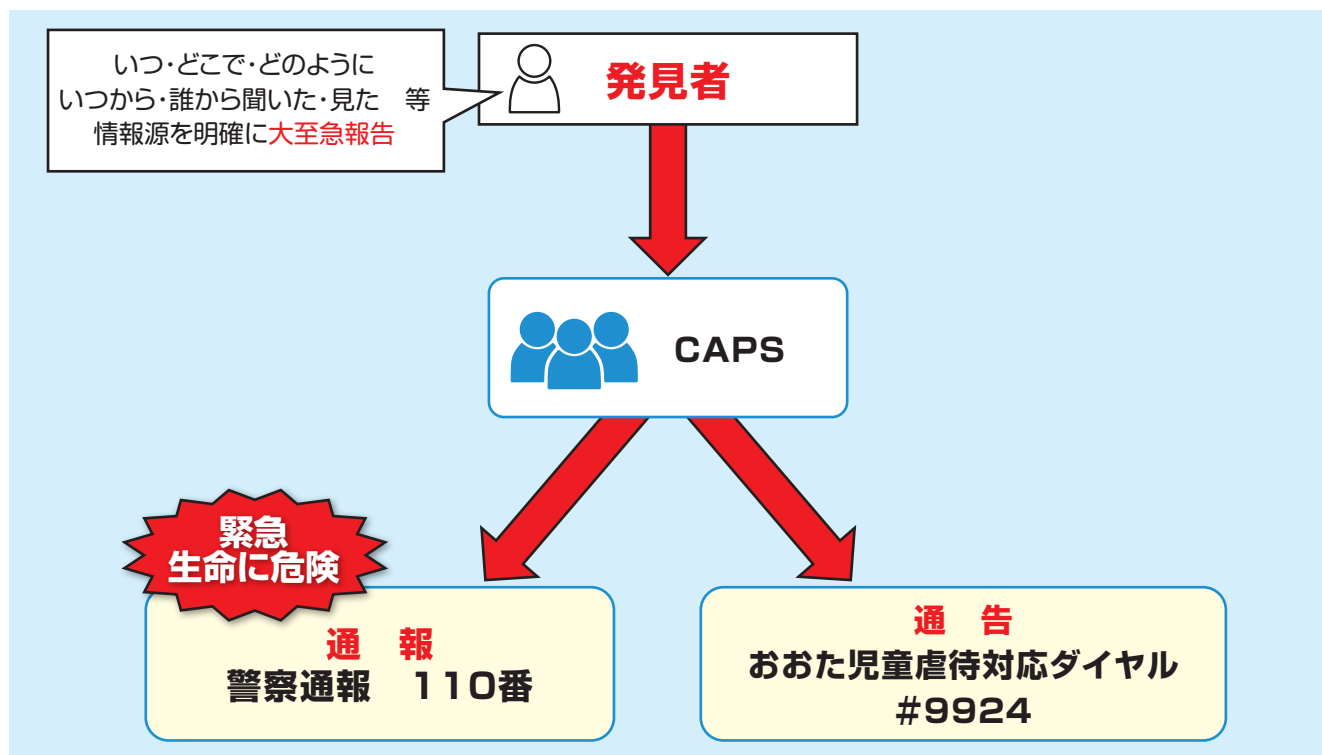
	身体的虐待		心理的虐待(DV有・無)
	ネグレクト		性的虐待

該当する番号に○をしてください

こどもの様子	1	低身長である	こどもの様子	26	外傷がある よくけがをする
	2	体重の増加が不良である		27	原因不明の疾患の反復がある
	3	肥満である		28	診察に対する不自然な不安や怯えがある 過度に緊張し、視線が合わない
	4	栄養障害がある		29	発達の遅れ(運動、精神、言語)がある
	5	明らかに季節にそぐわない服装をしている		30	ストレスによる身体症状がある
	6	不衛生(体の汚れが目立つ、臭いがする、ひどいおむつかぶれ、未治療の皮膚炎など)		31	自殺企図がある
	7	新旧混在の外傷痕がある		32	表情が暗く、固く、感情をあまり外に出さない、出そうとしない
	8	多数の出血痕がある		33	保護者がいるといないとで動きや表情が極端に変わる
	9	四肢体幹内側の傷がある		34	過度の乱暴な言動がある
	10	不自然な傷(事故では起きがたい傷や道具を使った傷など)がある		35	持続する疲労感・倦怠感があり、気力がない
	11	不自然なやけど(たばこなど)がある		36	繰り返す食行動異常(むさぼり食い、過食、拒食、異物)がある
	12	頭皮内の複数の外傷や抜毛痕がある	保護者の様子	37	発症や受傷から受診させるまでの時間が長い
	13	新旧混在する複数回の骨折がある		38	健康保険証がない
	14	乳児が骨折している		39	こどもの既往疾患を覚えていない
	15	鼻骨骨折をしている		40	受診時の説明とこどもの症状に開きがある
	16	頭蓋骨骨折をしている		41	けがの説明が曖昧、矛盾を生じる、変化する
	17	硬膜下血腫がある		42	こどもの症状の程度、治療法等について関心を持たない
	18	脳挫傷がある		43	治療を中断する、転院を繰り返す
	19	乳幼児揺さぶり症候群が疑われる		44	スタッフの言動に文句をつけやすい
	20	不自然な鼓膜破裂等の損傷がある		45	支払いをしないで帰る
	21	口腔内が不衛生、虫歯が異常に多い		46	家庭内に不和がある
	22	口腔内に微細な裂傷がある		47	人の前で大声で叱責する
	23	肛門や性器周辺に外傷がある		48	こどもを見る目が険しい
	24	性器に損傷がある		49	精神状態が不安定
	25	年齢不相応な「性」に関する発言がある			

虐待通告の手順

病院 (CAPS*あり)



CAPS*…院内虐待対策委員会のこと。Child Abuse Prevention System の略。

連絡の際は、次の情報をお伺いします（わかる範囲で情報をご用意ください）

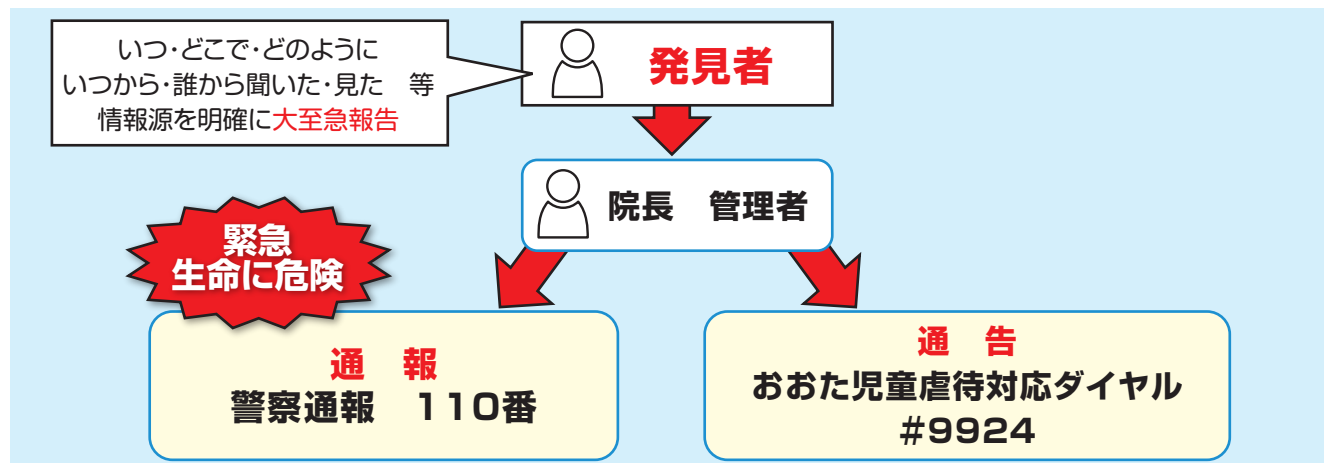
通告者の確認	通告者の所属：	電話番号（	）
	連絡をした方のお名前：	職種（医師・看護師・MSW・その他	）
	CAPS判断：	・あり	・なし

主に、次のような内容をお伺いします。				
基本	こどもの氏名：	（	年 月 日生）	学年
	住所：大田区	丁目	番 号	
相談歴	・無 ・有（ ・おおたこども家庭センター ・児童相談所 ）			
こども	・身体所見 ・医学所見 ・障がいや発達の状況 ・健康状態（体格・体重など） ・帰りたくない様子 ・大人と話せる ・情緒面 ・保護者への態度			
保護者	・DV有無 ・こどもへの関心 ・養育知識 ・養育意欲 ・援助を求める力 ・精神の安定 ・性格 ・アルコールや薬物 ・養育や家事能力 ・病院との関係性			
家庭	・ステップファミリー（注1） ・経済状態（ ・生活保護受給 ・仕事なし ・入院費未納など） ・衛生状態 ・ひとり親 ・きょうだいの有無 ・親族や援助者の状況			
関連	・所属先（保育園・幼稚園・学校） ・障がい福祉関連機関 ・その他			

※ 注1…ステップファミリーとは、離婚、再婚、同居などで血縁のない親子関係・きょうだい関係を内含する家族
チェックリストは P40を参照

虐待通告の手順

歯科診療所



連絡の際は、次の情報をお伺いします（わかる範囲で情報をご用意ください）
また気づくためのチェックリストから、該当番号をお知らせください

通告者の確認	通告者の所属：	電話番号（ ）
	連絡をした方のお名前：	職種（歯科医師・歯科助手・その他 ）
主に、次のような内容をお伺いします。		
基本	こどもの氏名：	（ 年 月 日生）
	住所：大田区	丁目 番 号
相談歴	・無 ・有（ ・おおたこども家庭センター ・児童相談所 ）	
こども	・身体所見 ・障がいや発達の問題 ・健康状態（体格・体重など） ・情緒の安定 ・保護者への態度	
保護者	・DV有無 ・こどもへの関心 ・養育知識 ・養育意欲 ・援助を求める力 ・精神の安定 ・性格 ・アルコールや薬物 ・養育や家事能力 ・歯科診療所との関係性	
家庭	・ステップファミリー（注1） ・経済状態（ ・生活保護受給 ・仕事なし ・健康保険証の有無など） ・衛生状態 ・ひとり親 ・きょうだいの有無 ・親族や援助者の状況	

※ 注1…ステップファミリーとは、離婚、再婚、同居などで血縁のない親子関係・きょうだい関係を内含する家族

虐待に気づくためのチェックリスト

歯科診療所

虐待の種類に○をしてください（重複可） 内容はP6 参照				
	身体的虐待 ネグレクト		心理的虐待（DV有・無） 性的虐待	
該当する番号に○をしてください				
口腔内の様子	1	多数歯に渡り放置されている重度の虫歯がある *被虐待児の口腔内にはむし歯が多い傾向があるが、必ずしも虫歯が多いだけでは、虐待を受けていることにはならない。		
	2	歯牙損傷・歯牙変色・口腔軟組織損傷があり、場合により他の場所の外傷を伴うもの *いわゆる殴る、蹴る等の暴力により生じたもの。		
こどもの様子	3	発達の遅れや問題がある（運動・言語・理解など）	9	受診の動機が人まかせである。例：「学校健診で言われて（仕方なく）来た」
	4	発育の問題がある（肥満・低体重・低身長など）	10	1歳6か月・3歳児健診を受けさせていない（母子手帳で確認する。）
	5	過度に緊張し、視線が合わせられない おどおどしている	11	こどもの扱いが乱暴であったり、冷淡である
	6	保護者と離れると笑顔を見せたり、保護者の前であまり口をきかない	12	他者とのコミュニケーションが乏しい
	7	体や衣服の汚れが目立ち臭いがする	13	過度に自己防衛的な言動をする
	8	明らかに季節にそぐわない服装をしている	14	経済状態が不安定である

第4章

要保護児童対策地域協議会と こども支援のネットワーク



© 大田区

要保護児童対策地域協議会と こども支援のネットワーク

1 要保護児童対策地域協議会（ようたいきょう要対協）とは

被虐待児童だけでなく、保護や支援を要するこどもの早期発見と早期対応を目的とし、児童福祉法第25条の2の規定に基づき設置しています。

大田区では、学校、保育園、福祉事務所、保健所、医療機関、警察署、児童相談所など、こどもに関わる様々な機関によって構成されています。

（※ P46 地域と関係機関のネットワーク図、P56 構成機関一覧）

2 対象となるこども等

要保護児童 …… 保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童（虐待を受けている児童など）

要支援児童 …… 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（虐待につながるリスクを減らすための支援が必要な児童）

特定妊婦 …… 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

※若年、精神科の受診歴、予期しない妊娠、被虐待歴、経済的困窮、DVを受けているなど、複数のリスク因子が複雑に絡み合い、出産後の養育が極めて困難になることが妊娠中から見込まれる妊婦

参考：「こども家庭センターガイドライン P105」（こども家庭庁 令和8年2月改定）

3 要対協でのおおたこども家庭センターの役割

調整機関

組織間の協力関係の形成、情報交換を目的とした各種会議実施の中核となり、こどもの安全と安心に向けた連携がスムーズになるよう調整します。また、要保護児童等に関する台帳を作成し、支援状況の把握を行います。

要対協として調査の実施

要保護児童等の安全を目的として、要対協の構成機関以外に対しても情報提供を求めることができます（児童福祉法第25条の3）。具体的には、住民基本台帳の閲覧、医療情報の取得、転入前の自治体の情報取得、出入国状況調査などがあります。

要保護児童対策地域協議会と こども支援のネットワーク

4 要対協の約束

守秘義務

要対協の構成機関の間では、速やかにこどもの安全を確保するため、守秘義務のもと、必要な個人情報のやりとりをすることができます。

要対協の虐待対応においては、こどもの安全の確保が優先され、情報提供は、守秘義務違反や個人情報保護法の法令違反とはなりません。

隙間のない支援

要保護児童等に対しては、緊急度や問題の背景に応じて、継続的な支援や専門的な支援が必要となります。関係機関のはざまに陥らないよう、役割分担などの連携体制の確認が必要です。

5 要対協の構造

●代表者会議

要保護児童等に対する支援についての総合的な検討を行います。

各機関の代表者が出席し、要保護児童等の支援に関する総合的な取り組みについての協議を行い、活動状況の報告及び評価を行います。

●実務者会議

要保護児童等の実態及び支援状況の情報交換を行い、各機関の役割や機能が効果的に発揮できるようにします。

児童相談所をはじめ各機関の実務責任者が出席し、要保護児童等に関する具体的施策の実施状況等について協議します。

◇地域別会議……大森、調布、蒲田、糀谷・羽田の各地域で事例を交え、地域の実情を踏まえた支援について協議します。

◇テーマ別会議……妊娠期、乳児期、幼児期、学齢期といった成長段階ごとでの支援について協議します。

◇こども家庭支援会議（CFS 会議）……新規ケースについて情報交換や事例検討、学習会などを行います。

●個別ケース検討会議

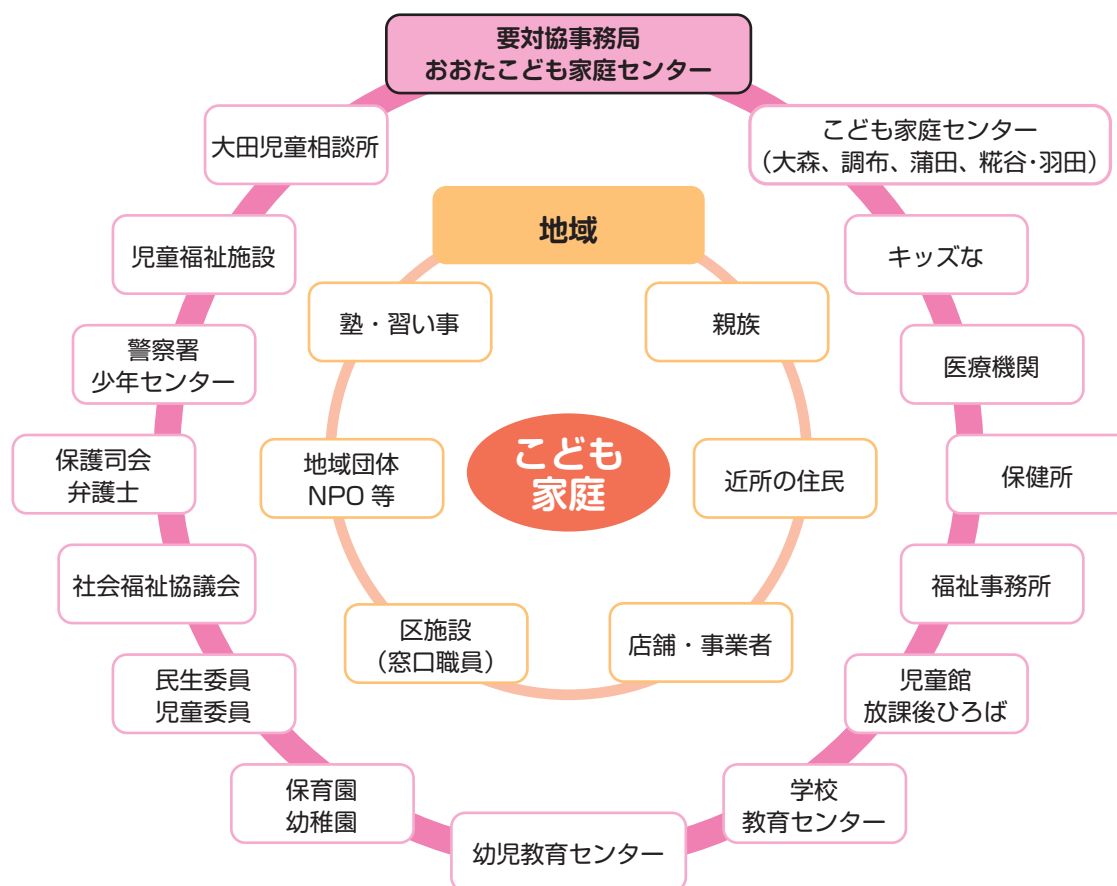
個別ケースに関わる実務担当者が出席し、ケースへの対応を効果的に実施していくために、支援経過や家族の全体像の確認、今後の方向性や機関ごとの役割分担を協議します。

6 こども支援のネットワーク

こどもに対する虐待の背景には、親子の関係だけではなく、夫婦や近隣、職場等の人間関係の問題や、経済的問題、健康状態など様々なものが重なり合っている場合があります。そのため、それぞれの機関の持つ情報や強みを組み合わせて支援をしていく必要があります。

また、虐待の早期発見・早期支援のためには、こどもや家庭が日常的に関わる機関や地域の「目」がとても重要なものとなります。地域と関係機関によるネットワークが、こどもの安全を守ります。

地域と関係機関のネットワーク図（イメージ）



※外側の輪が要対協の構成機関。

各機関が要対協の一員として、こどもへの支援を行っています。

第5章

資料編



© 大田区

1 参考資料

こどもの成長段階別虐待のリスクと「気づき」のポイント

妊娠期から出産後早期

妊娠期から出産後早期のリスクへの気づきは、育児不安を軽減し、孤立を防ぐなど、早い段階から必要な支援に結び付け、こどもへの虐待防止を図るためにとても重要です。

(1) 妊娠期

分類	気づきのポイント
気になる状況	☐ 「産みたくない」など、予期しない妊娠 / 計画していない妊娠である発言がある ☐ 「産みたいが育てる自信がない」などの発言がある ☐ パートナーからDVを受けている ☐ 家族関係が不和である ☐ 「自分自身も親子関係に問題があった」「虐待を受けていた」と言う ☐ 喫煙、飲酒をやめない ☐ 精神疾患、アルコールや薬物依存などがある、または以前にあった ☐ 若年（10代）の妊娠である ☐ 高齢（40歳以上）の初産である ☐ 妊娠中絶を繰り返している ☐ 妊婦健診を受けていない ☐ 初回健診時期が妊娠中期（妊娠23週）以降である ☐ 妊娠中期を過ぎても母子健康手帳を持っていない ☐ 分娩期が初診である ☐ パートナーや祖父母などの家族や身近な人の支援がない ☐ 経済的困窮がある ☐ 家庭内のトラブルを抱えている、関係がうまくいっていない ☐ 多子出産である ☐ 出産や育児に必要な物品の準備が整っていない ☐ 室内が乱雑、不衛生であるなど育児に適した環境が整っていない



(2) 出産後早期

分類	気づきのポイント
気になる状況	☐ こどもに重度の疾病や障害がある ☐ 低出生体重児、未熟児 ☐ 母乳やミルクの飲みが悪い ☐ 発育の遅れ（体重が増えない、身長の伸びが悪い）がある ☐ 肌や髪が汚れて不潔、皮膚状態が悪い ☐ おしりがいつもただれている（不潔による慢性皮膚疾患） ☐ よく泣く、泣きが強い ☐ 抱きにくい



1 参考資料

こどもの成長段階別虐待のリスクと「気づき」のポイント

乳幼児期のこども

乳児期は、医療や母子保健、子育てひろばなどの機関で、親子の様子ちょっとした違和感に気づくことが重要です。幼児期になると、こどもの言動から直接さまざまなことに気づく機会も多くなります。こどもは言葉にできないことを動作や表情で表す場合があります。

分類	気づきのポイント
身体状況	☐ 栄養状態が悪い ☐ 発育の遅れ（体重が増えない、身長伸びが悪い）がある ☐ おしりがいつもただれている（不潔による慢性皮膚疾患） ☐ 陰部を痛がる様子がある ☐ 不自然な外傷がよくある ☐ 虫歯が異常に多い ☐ 皮膚が荒れ、ケアされていない
衛生面	☐ 肌や髪、服が汚れ、不潔である ☐ 気候にあった適切な衣服の調節がされていない
情緒行動	☐ よく泣く、泣きが強い ☐ 抱きにくい ☐ 表情や反応が乏しく笑顔が少ない、視線が合わない ☐ 手をかざすと身をかわす ☐ 音や振動に過敏に反応する ☐ 大人の顔色を伺う ☐ 年齢不相応な性的遊びや発言がある ☐ 他者との身体接触を異常に怖がる ☐ 身体測定や水泳など肌を見せる機会を避けたがる ☐ 動植物の殺生や低年齢児へのいじめがある ☐ 週明けや長期欠席明けは言動が著しく不安定になる ☐ 「死ね」という言葉がよく出る ☐ 暴力行為、乱暴な行動が見られる ☐ ガツガツ食べる、またはほとんど食べない ☐ 自傷行為がある
所属での様子	☐ 所属での行動が急変し、保護者の前ではいい子になる ☐ 保育者や職員を試したり、独占したがりになる ☐ 家に帰りたくないそぶりがある ☐ 理由のない欠席や遅刻が多い



学齢期のこども

こどもの成長とともに、「育児支援」の視点だけでなく、「こども自身の自立の支援」の視点が重要になってきます。学齢期以降は上の表に加え、以下の視点も重要になります。

分類	気づきのポイント
友だちとの関係	☐ 他の児童とのトラブルが多い ☐ こどもだけでの外泊や深夜徘徊がある
情緒行動	☐ 親のことを話したがない、またはかばう ☐ 「食事を作ってくれない」「夜いないことがある」など、親の不適切な養育状況を話す ☐ 万引きなどの非行が見られる ☐ 盗みや嘘を繰り返す ☐ 「死にたい」とつぶやくことがある
所属での様子	☐ 忘れ物が多い、提出期限が守れない ☐ 急に成績が落ちる ☐ 授業中ボーっとしている



保護者の様子

保護者の言動の背景には、さまざまな SOS が隠れています。一見「困った行動をする人」は、本当は「とても困っている人」かもしれません。

分類	気づきのポイント
けがなどへの対応	☐ けがなどの説明が不自然である ☐ 受診までの時間が長い ☐ 治療に消極的、あるいは受けさせない ☐ 保護者の話とこどもの話や症状が矛盾している
こどもへの対応	☐ 人前でこどもを叩く、怒鳴る、些細なことで怒る ☐ こどもの扱いが乱暴である ☐ 言葉が強く、威圧的である ☐ 表情が硬く、こどもにあまり話しかけない ☐ こどもを無視する ☐ こどものことを心配している様子がない、関心が低い ☐ 保護者の行動を優先させ、こどものペースを無視する ☐ 保護者が不在であったり寝ていたりして、こどもを放置している ☐ 他児やきょうだいと比較ばかりする ☐ こどもの細かなことを必要以上に気にし、行動の制約が多い ☐ 母子手帳にほとんど記載がない、健診・予防接種を受けさせない
対人関係	☐ 警戒心が強い ☐ 地域の中で孤立している ☐ 支援に拒否的である ☐ 他の保護者とのコミュニケーションが乏しく、気軽に関わる知人がいない
気になる状況	☐ 親族、近隣など身近な人の支援がない ☐ こどもを所属や他の機関に会わせようとししない ☐ 理不尽な要求や苦情が多い ☐ 約束をしてもキャンセルが多い ☐ パートナーから DV を受けている ☐ 家族関係が不和である ☐ 家庭に見知らぬ第三者が出入りしている ☐ 「自分自身も親子関係に問題があった」「虐待を受けていた」と言う ☐ 完璧な育児をしなくてはいけないという思いが強い ☐ 父母の一方、あるいは両方が未成年である ☐ 保護者自身が仕事や家庭のさまざまなことで疲れ切っている ☐ 「こどもが可愛くない」「産まなければよかった」などの発言がある ☐ 育児方法を知らない ☐ 「しつけのためなら叩いていい」等偏った考えに固執する ☐ 精神疾患やアルコール、ギャンブルなどの依存症がある ☐ 精神的に不安定な状況が続いている ☐ 経済的に困窮している
所属との関係	☐ 必要なものを持たせない、提出期限を守らない ☐ 保護者会や行事に参加しないことが多い ☐ 職員に対し、よそよそしかったり、強く出たりする ☐ お迎えの時間を遅らせるなど、長時間こどもを離しておきたがる ☐ 理由のない欠席や遅刻が多い



1 参考資料 関係法令

■関係資料（関係法令等）

児童虐待の定義

○児童虐待の防止等に関する法律 第2条

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

児童虐待の防止

○児童虐待の防止等に関する法律 第3条

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

○児童虐待の防止等に関する法律 第14条

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

関係機関が虐待の早期発見に努める義務

○児童虐待の防止等に関する法律 第5条

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センター、その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 (略)

4 (略)

5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

児童虐待を発見した場合の通告（守秘義務違反の対象外）

○児童福祉法 第25条

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

○児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

通告者を特定させる情報の漏えい禁止

○児童虐待の防止等に関する法律 第7条

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

1 参考資料 関係法令

■関係資料（関係法令等）

要保護児童対策地域協議会の設置と関係機関との情報交換

○児童福祉法 第25条の2

地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

- ② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③～⑧（略）

○児童福祉法 第25条の3

協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- ② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

要保護児童対策地域協議会の守秘義務

○児童福祉法 第25条の5

次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあった者

【参考】

実施日

回目

リスクアセスメントシート

児童名：		性別 男・女		年齢 歳		学年等 保・幼・小・中・高（ 年）		記入者：		
項 目		調査結果からみえるリスクのレベル								
		不明	S：緊急介入検討	I	II	III	IV	問題なし 非該当		
虐待の 種類・ 程度	1	身体的虐待	不明	医学的所見あり(頭部、腹部、胸部等の殴打／首絞め等)、生命の危機・心身の発達に重大な懸念がある行為、症状	不審な傷・アザあり	子供本人による訴えあり 確実な目撃情報あり	疑い(伝聞情報)		問題なし ／非該当	
	2	ネグレクト	不明	治療拒否／衰弱 (年・月)	衣食住等の監護欠落 (年・月)	監護不十分 教育・保育怠慢 (年・月)	疑い(伝聞情報)	ネグレクト期	問題なし ／非該当	
	3	性的虐待	不明	性暴力被害の本人開示・画像等・目撃／妊娠／性感染症	性的行為のほめかし／年齢不相応な性的言動		疑い(伝聞情報)		問題なし ／非該当	
	4	心理的虐待	不明	心中自殺強要／教唆	暴力的言動／無視	DV等の目撃／きょうだい間差別	疑い(伝聞情報)		問題なし ／非該当	
世帯の 状況	5	居住環境	不明	居所不明／放浪／車上生活	著しく不衛生な居住環境／転居の繰り返し	不衛生な居住環境／狭小な居住環境	地域サービス利用後も不衛生状態継続	サービス利用で衛生状態維持	問題なし ／非該当	
	6	経済的状況	不明	ライフラインストップ 生活困窮(その日の生活に困る状態)			収入不安定／多額の借金	生活保護受給	問題なし ／非該当	
	7	本児相談歴	不明	虐待による入院入所歴	虐待による一時保護歴／虐待による継続的指導	虐待以外の一時的保護歴／虐待以外の一時的施設入所歴	虐待通告歴	虐待以外の相談歴	あり・なし 年 月～	
	8	きょうだいの被虐待歴／相談歴	不明	虐待による入院入所歴／不審な死亡歴	虐待による一時保護歴／虐待による継続的指導	虐待以外の一時的保護歴／虐待以外の一時的施設入所歴	虐待通告歴	虐待以外の相談歴	あり・なし 年 月～	
	9	家族形態	不明		内縁の親子関係／若年保護者	血縁のない親子関係	家族間葛藤あり(多子、介護・病人と同居等)	ひとり親世帯(別居含む)	問題なし ／非該当	
	10	家族関係	不明	命に係わるDV	顕著なDV	DVの訴えあり	離婚調停・審判中	夫婦間の信頼関係の欠如	問題なし ／非該当	
	11	親族の交流状況	不明		交流皆無(絶縁・死別)	交流あるも支障あり(反発等)	交流あるも支障あり(遠距離在住)		問題なし ／非該当	
◆	12	安全(安否)確認	48時間以内にできず	直接現認実施日： 年 月 日 / 間接現認実施日：(現認者： 年 月 日)			実施の有無 直接／間接			
子供の 状況	13	分離の意思	不明	帰宅拒否 保護を強く希望	帰宅不安	消極的帰宅選択	積極的帰宅選択	乳幼児の場合は原則対象外	問題なし ／非該当	
	14	安全確保	不明	(乳幼児)守る人なし	守る人なし	虐待者はいるが、近隣に守る人あり(親族等)	虐待者はいるが、家族内に守る人あり		問題なし ／非該当	
	15	精神状態	不明		極めて不安定(衝動的)	不安定な状態／保護者への拒否感・恐れ	関係機関の懸念あり		問題なし ／非該当	
	16	発達状況	不明	重症心身障害児／障害の診断があるが、受容出来ていない		障害手帳所持／発達障害診断あり	障害疑い／発達障害疑い		問題なし ／非該当	
	17	健康状態 健診等	不明	低身長・低体重	健診未受診・拒絶	虐待所見あり	心身発達状況に所見あり	予防接種未受診状況 虫歯の未治療	問題なし ／非該当	
	18	年齢	-	0歳	1歳～2歳	3歳～就学前	小学生	中学生以上	-	
	19	教育・保育	不明	登校の禁止	連絡のない欠席	親の都合による欠席が多い	理由があるが、欠席が多い／学業上の課題		問題なし ／非該当	
◆	20	保護者への面接	未	□ 父・□ 母・□ その他()						済
保護者の 状況	21	面接／接触状況	不明	完全拒否／音信不通	接触困難		初回のみ面接／以後面接を拒否	面接に消極的	問題なし ／非該当	
	22	虐待者との同居	不明		虐待者とのみ生活	虐待者以外の大人を含め生活	別居するも交流あり		問題なし ／非該当	
	23	育児能力	不明	生命維持に直結する極端に偏った知識	偏った知識／能力なし／母子手帳なし	育児能力不十分	育児能力に疑問あり		問題なし ／非該当	
	24	養育意欲	不明	(乳幼児)養育意欲なし／子供への拒否的態度	養育意欲なし／子供への拒否的態度	養育意欲低下・無力感・無関心	過干渉／養育負担感		問題なし ／非該当	
	25	精神状態	不明	入院が必要なほど精神状態が不安定	極めて不安定／判断力の衰弱	不安定な状態	関係機関の懸念あり		問題なし ／非該当	
	26	依存の問題 (AL・薬物等)	不明		治療せず現在も問題を抱えている	過去に経験あり(治療意思なし)	過去に経験あり(治療意思あり)	現在治療中	問題なし ／非該当	
	27	社会資源	不明		関わりを拒絶	特定機関との関わりはあるが拒否的	特定機関とのみ良好な関係		問題なし ／非該当	
	28	虐待への認識	不明	虐待認識があり、状況が差し迫っていると訴えている	行為、事実を完全否認	行為は認知しているが、虐待を正当化している	一部を虐待と認識	虐待認識あり	非該当	
	29	援助への認識	不明	虐待者自ら保護依頼	拒絶、暴力・脅迫的反発	拒否的、攻撃的、無視	期待と不安の混在		問題なし ／非該当	
※ リスクへの対策										
※ その他所見(特記事項)										

リスクに対する
対応策を記入

※「東京ルール」(P2)において、東京都児童相談所と子ども家庭支援センターが共通理解を構築するために使用しているリスクアセスメントシートです。

1 参考資料

要保護児童対策地域協議会設置要綱

大田区要保護児童対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 大田区要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)は、被虐待児童だけではなく保護を要する児童の早期発見と早期対応、更にはその家族を支援することを目的として、関係機関の連携を確保し、子育て支援の適切な実施のため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2第1項の規定に基づき設置する。

(構成等)

第2条 協議会は、別表第1に掲げる機関等の代表者等で構成する。

2 協議会の活動を円滑に進めるため、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催する。

3 区長は要保護児童対策調整機関としておおたこども家庭センターを指定する。

(会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

(1) 会長は、所管部長をもって充てる。

(2) 会長は、会務を総理する。

(3) 副会長は、会長の指名する者をもって充てる。

(4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 代表者会議は会長が招集し、実務者会議及び個別ケース検討会議は副会長が招集する。

2 会長及び副会長は必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 要保護児童対策ネットワークの連携方針に関すること。

(2) 関係機関相互の情報交換及び状況把握に関すること。

(3) 要保護児童支援事業等の総合調整や連携に関すること。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 地域の関係機関相互の情報交換及び状況把握に関すること。

(2) 地域に要保護児童対策ネットワークを構築するため、関係機関相互の連携に関すること。

(3) 地域の関係機関のケースの事例検討に関すること。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別ケース検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 個々のケースについて具体的援助方法の実施に関すること。

(協力要請)

第8条 会長は、児童福祉法第25条の3の規定により要保護児童等に関する情報の交換及び支援の内容に関する協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定により関係機関に協力要請するときは、児童福祉法第25条の3の規定に基づく調査について(別記様式)により行うものとする。

3 会長は、前項の協力を求める場合は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 協議会の構成者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、おおたこども家庭センターに置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

別表第1 (第2条関係)

区 分		関係機関
弁護士	東京弁護士会	弁護士
保護司	保護司	大田区保護司会
法務省	東京法務局	東京人権擁護委員協議会
警視庁	警察署	大森警察署
		蒲田警察署
		池上警察署
		田園調布警察署
		大森少年センター
医療機関	医師会	大森医師会
		蒲田医師会
		田園調布医師会
		周産期医療検討委員会
	歯科医師会	大森歯科医師会
		蒲田歯科医師会
	病院	大森赤十字病院
		東邦大学医療センター大森病院
		荏原病院
		東京労災病院
民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会	大田区民生委員児童委員協議会
東京都	福祉局	大田児童相談所
大田区	総務部	人権・男女平等推進課
	福祉部	障がい者総合サポートセンター
		大森地域福祉課
		大森生活福祉課
		調布地域福祉課
		調布生活福祉課
		蒲田地域福祉課
		蒲田生活福祉課
		糎谷・羽田地域福祉課
		糎谷・羽田生活福祉課
	健康政策部	健康づくり課
		大森地域健康課
		調布地域健康課
		蒲田地域健康課
		糎谷・羽田地域健康課
	こども未来部	こども未来課
		子育て支援課
		保育サービス課
		おおたこども家庭センター
		大森こども家庭センター
		調布こども家庭センター
		蒲田こども家庭センター
		糎谷・羽田こども家庭センター
	教育委員会	指導課
		教育センター
		幼児教育センター
		小学校
		中学校
その他連携が必要と認められる者		

2 5つのこども家庭センターの所管区域

おおたこども家庭センターの 所管区域

大田区全図

調布こども家庭センターの
所管区域

大森こども家庭センターの
所管区域



蒲田こども家庭センターの
所管区域

糀谷・羽田こども家庭センターの
所管区域

大森こども家庭センターの所管区域

池上1～2丁目 // 3丁目12番 // 3丁目13番6～11号 // 3丁目21番1～27号 // 3丁目22番～41番 // 4～8丁目	大森中2丁目19～24番 // 3丁目1～5番 // 3丁目9～36番 大森西1～7丁目 大森東1～3丁目 大森本町1～2丁目 北馬込1～2丁目 京浜島1～3丁目 山王1～4丁目	城南島1～7丁目 昭和島1～2丁目 中央1～8丁目 東海1～6丁目 中馬込1～3丁目 西馬込1～2丁目 東馬込1～2丁目 ふるさとの浜辺公園 平和島1～6丁目	平和の森公園 南馬込1～6丁目 令和島1～2丁目
---	---	---	--------------------------------

調布こども家庭センターの所管区域

池上3丁目1～11番 // 3丁目13番1～5号 // 3丁目13番12～19号 // 3丁目14～20番 // 3丁目21番27号先	久が原1～6丁目 千鳥1丁目1～19番 // 1丁目20番1～3号 // 1丁目20番7～10号 // 1丁目21番4号の一部 // 1丁目21番5～12号 // 1丁目22番 // 1丁目23番5～16号 // 1丁目24～26番 // 2丁目1～5番	千鳥2丁目6番5～16号 // 2丁目6番17号の一部 // 2丁目7～26番 // 2丁目28～35番 // 2丁目37番 // 3丁目3番1～3号 // 3丁目3番30～33号 // 3丁目7番6号の一部 // 3丁目7番7～10号 田園調布1～5丁目	田園調布本町 田園調布南 仲池上1～2丁目 西嶺町 東嶺町 東雪谷1～5丁目 南久が原1～2丁目 南千束1～3丁目 南雪谷1～5丁目 雪谷大塚町
---	--	---	---

蒲田こども家庭センターの所管区域

蒲田1～5丁目 蒲田本町1～2丁目 下丸子1～4丁目 新蒲田1～3丁目 多摩川1～2丁目 千鳥1丁目20番4～6号 // 1丁目21番1～3号 // 1丁目21番4号の一部 // 1丁目21番13～20号 // 1丁目23番1～4号 // 1丁目23番17～24号 // 2丁目6番1～4号	千鳥2丁目6番17号の一部 // 2丁目6番18～24号 // 2丁目27・36番 // 2丁目38～41番 // 3丁目1～2番 // 3丁目3番4～29号 // 3丁目4～6番 // 3丁目7番1～5号 // 3丁目7番6号の一部 // 3丁目7番11～24号 // 3丁目8～25番 仲六郷1～4丁目	西蒲田1～8丁目 西糀谷1丁目1番5～8号 // 1丁目1番9号の一部 // 1丁目1番11号の一部 // 1丁目1番12～21号 // 1丁目1番22号の一部 // 1丁目12番1～5号 // 1丁目12番16～26号 // 1丁目21番1～4号 // 1丁目21番5号の一部 // 1丁目21番18号の一部 // 1丁目21番19～28号	西糀谷1丁目31番1～6番 // 1丁目31番15～18号 西六郷1～4丁目 東蒲田1～2丁目 東矢口1～3丁目 東六郷1～3丁目 南蒲田1～3丁目 南六郷1～3丁目 矢口1～3丁目
--	--	--	---

糀谷・羽田こども家庭センターの所管区域

大森中1丁目22番 // 2丁目13～18番 // 3丁目6～8番 大森東4～5丁目 大森南1～5丁目 北糀谷1～2丁目 西糀谷1丁目1番1～4,10号 // 1丁目1番9号の一部	西糀谷1丁目1番11号の一部 // 1丁目1番22号の一部 // 1丁目2～11番 // 1丁目12番6～15号 // 1丁目13～20番 // 1丁目21番5号の一部 // 1丁目21番6～17号 // 1丁目21番18号の一部	西糀谷1丁目22～30番 // 1丁目31番7～14号 // 2～4丁目 萩中1～3丁目 羽田1～6丁目 羽田旭町 羽田空港1～3丁目 東糀谷1～6丁目	本羽田1～3丁目
---	--	---	----------

3 こどもと子育て・家庭の相談窓口一覧

●区が実施している相談

相談内容		相談場所	相談日時・受付	問合せ先
こどもと家庭の総合相談	こどもやその家族の抱える問題についての相談	おおたこども家庭センター	月～金 8:30～18:00	03-5753-7830
	妊産婦やこどもとその家族に関するさまざまな相談	大森こども家庭センター	月～金 8:30～17:00	03-6423-0842
		調布こども家庭センター		03-6425-7566
		蒲田こども家庭センター		03-6424-5522
		荏谷・羽田こども家庭センター		03-6423-8866
教育相談	こどもの教育や性格、行動上の悩みについての相談	教育センター 教育相談室	月～金 9:00～19:00 土、日 9:00～17:00	03-5748-1201
幼児教育相談	幼児のしつけや教育の悩み・子育てなどの相談	幼児教育センター 幼児教育相談	月～金 9:00～17:00	03-6303-5550
こどもの発達相談	乳幼児期の育ちや発達の相談	大森地域健康課	月～金 8:30～17:00	03-5764-0662
		調布地域健康課		03-3726-4147
		蒲田地域健康課		03-5713-1702
		荏谷・羽田地域健康課		03-3743-4163
	乳幼児期の発達相談	こども発達センター わかばの家	月～土 8:30～17:15	03-3757-7761
	学齢期の発達相談	さぽーとぴあ	月～金 8:30～19:00 土・日・祝 8:30～17:00	03-6429-8524
父母のこころの相談、乳幼児健康相談、栄養相談、こどもの歯科相談		大森地域健康課	※お問い合わせ ください	03-5764-0662
		調布地域健康課		03-3726-4147
		蒲田地域健康課		03-5713-1702
		荏谷・羽田地域健康課		03-3743-4163
ひとり親家庭	医療費の助成	子育て支援課 児童育成係	月～金 8:30～17:00	03-5744-1274
	生活・住宅困窮の相談 女性相談 家庭相談	大森生活福祉課		03-5843-1028
		調布生活福祉課		03-3726-0791
		蒲田生活福祉課		03-6715-8800
		荏谷・羽田生活福祉課		03-3741-6521
保育園入園相談	保育施設の情報提供・子育ての相談	保育サービス課 保育サービスアドバイザー	月～金 8:30～17:00	03-5744-1617
	保育料・申込みについて	保育サービス課 入園事務	月～金 8:30～17:00	03-5744-1280

●区以外の公共団体が実施している相談

相談内容		相談場所	相談日時・受付	問合せ先
18歳未満のこどもに関する養育や障がい、里親などの専門相談		東京都大田児童相談所	月～金 9:00～17:00	03-5763-5364
児童相談	18歳未満のこどもに関するあらゆる相談	東京都児童相談センター 「4152(よいてに)電話相談」	月～金 9:00～21:00 土・日・祝日 9:00～17:00	03-3366-4152
こどもの人権 110番	いじめ・体罰・虐待など	東京法務局 人権擁護委員連合会	月～金 8:30～17:15	0120-007-110
学校教育や家庭教育の相談	進級・進路・入学相談	東京都 教育相談センター	月～金 9:00～21:00 土・日・祝日 9:00～17:00	03-3360-4175
いじめ相談ホットライン	いじめ・不登校		24時間受付	0120-53-8288
警視庁 ヤングテレホン コーナー	こどもの非行・いじめなど	警視庁少年相談室	24時間受付	03-3580-4970
児童相談所全国共通ダイヤル	虐待通告、児童の事で緊急の相談	お近くの児童相談所	24時間受付	(全国共通) 189

児童虐待対応マニュアル

発行 平成 17 年 7 月

改訂 平成 23 年 3 月

改訂 平成 28 年 3 月

改訂 令和 2 年 3 月

改訂 令和 3 年 5 月

改訂 令和 5 年 6 月

改訂 令和 8 年 1 月

改訂 令和 8 年 8 月

監修：明星大学人文学部福祉実践学科常勤教授

川松 亮

編集・発行：大田区 こども未来部

おおたこども家庭センター

通告(連絡)先

おおた児童虐待対応ダイヤル

 **#9924** (#キューキューツーホー)

繋がらない場合は、**03-5753-9924**

受付・対応時間



月～金 8:30～17:45

夜間・休日・緊急性の高い場合の連絡は

児童相談所虐待対応ダイヤル

 **189**

警察

 **110 番**

